



千葉市特別支援教育推進基本計画

(平成30年〇月〇日)

千葉市教育委員会

はじめに

学校教育部長

本市では、平成 20 年 3 月に「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受け、特別支援教育の推進に取り組んできました。この間、特別支援教育を希望する児童生徒の増加に対応すべく、特別支援学級・通級指導教室の増設を進めました。その設置率は平成 19 年度 32.4%から平成 29 年度には 78.9%となりました。LD 等通級指導教室も小学校は各区に 1 校、中学校は市内 3 校に設置することができました。ことばの教室、きこえの教室も含め、通級による指導を受ける児童生徒数は年々増加し、平成 19 年度 229 名から平成 29 年度 474 名となっています。さらに、特別支援学校高等部段階の教育的ニーズに応じていくために、平成 25 年 4 月に市立高等特別支援学校（普通科職業コース）を開校し、特色ある教育活動を進めているところです。

我が国は、国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向けて障害者制度改革に取り組んできました。その中で平成 23 年 8 月に「障害者基本法」が改正され、平成 24 年 7 月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が出されました。また、平成 25 年 6 月には障害者差別解消法が成立し、平成 28 年 4 月に施行されました。学校教育では、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育が行えるように特別支援教育の着実な推進と、障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶための合理的配慮が一層求められているところです。

このような特別支援教育に関わる動向の中、千葉市の特別支援教育の現状と課題を把握し、今後の特別支援教育の推進に向けた取組を検討する時期であると考え、校長先生や担任の先生の御協力をいただき、「千葉市特別支援教育推進基本計画」を作成いたしました。この基本計画を基に、各関係機関各学校との連携を図りながら、特別支援教育の一層の充実を図っていきたいと考えます。

平成 30 年〇月

《目 次》

はじめに 目次

【第Ⅰ部 総論】

第1章	策定の趣旨	1
第2章	国が示した特別支援教育の方向性と千葉市の取組	
第3章	千葉市の教育施策における特別支援教育の位置付けと取組	
第4章	千葉市における特別支援教育推進の経過	
第5章	千葉市の特別支援教育の理念と推進の基本方針及び取組の柱	
第6章	千葉市特別支援教育推進基本計画の進め方—エリア方式と組織体制—	

【第Ⅱ部 各論】

第1章	就学相談・教育相談の充実	18
第1節	就学相談	
第2節	教育相談	
第3節	就学指導委員会	
第2章	多様な学びの場の充実	22
第1節	小学校・中学校	
第2節	高等学校	
第3節	LD等通級指導教室	
第4節	言語障害・難聴通級指導教室	
第5節	特別支援学級	
第6節	特別支援学校	
第3章	一貫した支援とネットワークづくり	30
第1節	就労支援・福祉等との連携	
第2節	「連携」に関する会議	
第3節	ライフステージに応じたネットワークづくり	
第4章	教職員の専門性と指導力	34
第1節	教職員の専門性と指導力	
第2節	特別支援教育関連の教員採用と免許状取得	
第5章	特別支援教育の周知と理解	37
第1節	教職員への周知と児童生徒への障害者理解教育	
第2節	交流及び共同学習	
第3節	基礎的環境整備と合理的配慮	
第6章	養護教育センターの機能	41
第1節	就学相談	
第2節	教育相談	
第3節	教職員研修	
第4節	教育研究	
第5節	特別支援教育に関する人的配置	

【関係資料】

- I 統計資料
- II 用語解説
- III 検討会議審議経緯

第 I 部

総 論

第1章 策定の趣旨

文部科学省は、平成19年4月に「特別支援教育の推進について(通知)」を出しました。その「5. 教育委員会等における支援」の中で、「教育委員会等においては、…(中略)…、特別支援教育を推進するための基本的な計画を定めるなどして、各学校における支援体制や学校施設設備の整備充実等に努めること。」と示されました。これを受けて、各県・政令指定都市の教育委員会は、基本計画を策定し特別支援教育の体制整備を進めてきました。

本市では、平成20年3月「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受けて、特別支援教育の推進に取り組んできました。この間に、特別支援教育・障害者福祉の情勢は大きな変革を遂げています。我が国は国連の「障害者の権利に関する条約」の批准に向け、様々な障害者制度改革を進めてきました。平成23年8月には、「障害者基本法」が改正され、平成24年7月には、中央教育審議会初等中等教育分科会から「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)」が出されました。そして、平成25年6月には障害者差別解消法が成立し、平成28年4月に施行されました。今後の学校教育は障害のある児童生徒と障害のない児童生徒が共に学ぶための合理的配慮が一層求められる時代となります。このような国の情勢の変化を踏まえ、本市では「特別支援教育推進プラン」を作成しました(平成27年3月)。さらに本市における特別支援教育の現状と課題を整理し、今後の更なる特別支援教育の充実に向けて、中・長期的な展望に立ち、特別支援教育の方向性を示す総合的・計画的な基本方針を示すために「千葉市特別支援教育推進基本計画」を策定することとしました。

第2章 国が示した特別支援教育の方向性と千葉市の取組

千葉市の行政施策は、国(文部科学省)の示す方向性に基づき取り組まれています。特別支援教育に大きく関わる国の示した方向性は次の通りです。

1 「特別支援教育の推進について(通知)」(平成19年4月)

特別支援教育とは、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。(以下、略)

法改正がなされ、この通知をもとに新しい特別支援教育がスタートしました。「自立と社会参加」「教育的ニーズの把握」「発達障害」等、現在の特別支援教育のキーワードが示されました。本市においても、千葉市教育委員会が示している『千葉市学校教育の課題 21世紀を拓く』において特別な支援が必要な児童生徒への指導の目標を、「障害のある児童生徒の自立や社会参加に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を図る」としています。

2 障害者基本法の改正(平成23年8月)における教育の条文

第十六条 国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実に努める等必要な施策を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、前項の目的を達成するために、障害者である児童及び生徒並びにその保護者に対し十分な情報の提供を行うとともに、可能な限りその意向を尊重しなければならない。(以下省略)

本市では、教育相談を行う中で、本人・保護者への情報提供を十分行い、その意向を尊重していきます。また、能力や特性に応じた教育が受けられるように、多様な教育の場を整備していくと共に、交流及び共同学習を推進します。

3 中央教育審議会初等中等教育分科会報告(平成24年7月)

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」で示された内容

- 1 共生社会の形成に向けて
 - ・共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システムの構築
 - ・インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進
 - ・共生社会の形成に向けた今後の進め方
- 2 就学相談・就学先決定の在り方について
- 3 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
- 4 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- 5 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

この報告は、特別支援教育の理念と今後の方向性を具体的に指し示すものと言えます。

「インクルーシブ教育」「共生社会」「合理的配慮」「多様な学びの場」「専門性の向上」等、本市における特別支援教育の推進の方向性を示すものです。

4 学校教育法施行令の一部改正(平成25年9月)

視覚障害者等について、特別支援学校への就学を原則とし、例外的に認定就学者として小中学校へ就学することを可能としている現行規定を改め、個々の児童生徒等について市町村の教育委員会がその障害の状態等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する。(就学先決定の仕組みの改正)

先の中教審の報告では、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な視点から就学先を決定する仕組みとすることが適当であると示されました。本市においては、これまでも保護者の意向を尊重してきましたが、この改正の趣旨に沿って、さらに本人・保護者に十分に情報を提供し意見を最大限尊重して就学先を決定していきます。

5 障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知） （平成 25 年 10 月）の内容

第 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定

- 1 障害のある児童生徒等の就学先の決定に当たっての基本的な考え方
- 2 特別支援学校への就学
- 3 小学校、中学校又は中等教育学校の前期課程への就学

第 2 早期からの一貫した支援について

- 1 教育相談体制の整備
- 2 個別の教育支援計画等の作成
- 3 就学先等の見直し
- 4 教育支援委員会(仮称)

先の施行令の一部改正を受けて、留意事項が本通知で示されました。本市においても、この通知の留意事項に基づき、就学先の決定や見直しがなされています。この通知で示された早期からの一貫した支援については、幼稚園・保育所・学校・行政・関係機関等の連携を図って取り組んでいきます。

6 障害者の権利に関する条約の批准（平成 26 年 1 月）

第 24 条 教育

締約国は、教育についての障害者の権利を認める。この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、あらゆる段階における障害者を包括する教育制度及び生涯学習を確保する。

障害者権利条約は、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。条約の特徴として、インクルーシブ教育が原則であること(第 24 条)等が挙げられます。本市においても、障害のある児童生徒が、障害のない児童生徒との平等を基礎として、自己の生活する地域社会において、質の高い無償の初等教育及び中等教育を享受できるように教育環境を整備します。また、個人に必要とされる必要かつ合理的な配慮を提供できるように努めます。

7 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年 4 月施行）

第 7 条

- 2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

先の条約の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、本法律が制定・施行されました。本市では、市教育委員会から全ての市立学校へ「学校における『合理的配

【第Ⅰ部 総論】

慮』の提供に係る留意事項」について通知し、各学校では、必要かつ合理的な配慮の提供について十分に保護者と相談して合意形成を図り、全教職員が適切に対応するよう努めています。

このように、特殊教育から特別支援教育への転換の経過で、通常の学級に在籍する児童生徒も含めて、「障害の有無」に基づく特別な教育ではなく「特別な教育的ニーズの把握」に基づく個に応じた支援として、特別支援教育が推し進められてきました。それに応じて、就学先の決定・見直しについても、早期からの一貫した支援の中で本人・保護者への十分な情報提供と意見の最大限の尊重が重視され、新たな仕組みが提案されています(仮称、教育支援委員会)。近年では、障害者の権利条約の批准に基づき、共生社会のためのインクルーシブ教育システムの構築、そのための「合理的配慮」の合意形成が特別支援教育には求められています。

第3章 千葉市の教育施策における特別支援教育の位置付けと取組

本市の特別支援教育は、全ての子ども達の教育を対象にした教育施策全般の中に位置付けられて取り組まれています。特別支援教育に大きく関わる近年の本市の教育施策における特別支援教育の位置付けとそこで示された主な取組の方向性は次の通りです。

1 千葉市教育施策の基調と目標

基調：人間尊重の教育

目標：Ⅰ 未来を担う人材を育成する

目標：Ⅱ 生涯を通じた学びを育成する

この基調と目標は、本市の教育施策体系の礎であり、特別支援教育においても一貫して堅持されてきました。障害や特別な教育的ニーズの有無に関わらず、互いに認め合う・尊重し合う教育は、特別支援教育の理念の根幹をなすものであり、本市の教育施策と特別支援教育の推進とが親和性が高いことを表しています。

2 千葉市の教育に関する大綱

千葉市総合教育会議は、総合的な教育の目標や基本方針となる「千葉市の教育に関する大綱」を策定しました。(対象期間：平成28年度から33年度までの6年間)

○オリンピック・パラリンピックを契機とした「まちづくり」「ひとづくり」
・オリンピック・パラリンピックを契機に、…(略)…、障害の有無にかかわらず共に交流でき、誰もが積極的に社会参加・貢献できる共生社会の形成に向けた取組を進め、(以下、略)

本市の教育大綱においても、国策の方向性と同様に、インクルーシブ教育システム構築に基づく共生社会の形成が述べられ、特別支援教育推進の重要性が明示されています。

3 第 2 次千葉市学校教育推進計画

本市教育委員会は、学校教育については、学校教育推進計画を策定して教育行政を進めています。現在は、第 2 次計画が進行中です(期間：平成 28 年度から平成 33 年度の 6 年間)。本市学校教育の「目指すべき子どもの姿」と「教育目標」のもと、7 つの施策展開の方向性と 14 の施策が示されています。また、それを実現する個別具体の事業(アクションプラン)も示されています。

特別支援教育に関しては、7 つの施策展開うちの第 6 として「6. 多様な教育的支援の充実を図る」が挙げられ、その 1 つの施策として「6-1 特別支援教育の充実」が掲げられています。この施策の方針は、次の 4 点です。

第 2 次教育推進計画 「6-1 特別支援教育の充実」の施策方針

- 障害のある子どもと障害のない子どもが、ともに学ぶことができるように交流及び共同学習を推進します。
- 特別な教育的ニーズのある子どもが自立し社会参加していくために、教育環境を整えるとともに、その年齢や能力、かつ特性を踏まえた十分な教育と支援の充実を図ります。
- 各学校における支援体制を充実させるとともに、指導にあたる教職員の専門性と資質・能力の向上を図ります。
- 早期からの教育相談や就学相談の充実とともに、個に応じた教育支援計画を作成し、福祉や医療等の関係機関との連携を図り、継続性、一貫性のある指導・支援の充実を図ります。

これらの実現のためとして、次の 6 つのアクションプランが提示されています。

「6-1 特別支援教育の充実」のための 6 つのアクションプラン

- ① インクルーシブ教育システムの理解促進(モデル事業の実施)
- ② 特別支援教育のサポート体制の整備(特別支援教育指導員・介助員の適正配置)
- ③ 特別支援学級等の設置(実態に応じた特別支援学級の設置)
- ④ 障害のある子どもの自立を支える体制強化(「特別支援連携会議」の活用)
- ⑤ 障害のある幼児・児童生徒の就学支援(継続的支援)
- ⑥ 長柄げんきキャンプの実施(宿泊体験や他校児童生徒との交流)

これらについては数値目標が掲げられ、年度ごとに点検評価がなされています。

以上、特に特別支援教育に直接関わる施策 6-1 について示しましたが、本市では特別支援教育はあらゆる教育施策と密接に結びつきながら、広く多様に取り組まれています。

次の表は、7 つの施策展開の方向性ごとに特別支援教育に関わる記述を整理したものです。密接な結びつきが分かると同時に、特別支援教育を推進することが本市の教育全般を推進することにつながることも分かります。

表 1-1 第 2 次千葉市学校教育推進計画の施策展開の方向における特別支援教育関連の記述

7つの施策展開の方向	特別支援教育の推進の視点
I 確かな学力を育てる	・特別支援学級・通級指導教室等、多様な学びの場において、児童生徒が「わかった」「できた」と実感できる授業を創造する。 ・通常の学級においてユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業を推進する。
II 豊かな人間性を育てる	・自立活動の視点を取り入れ、人間関係の形成やコミュニケーションの基礎的能力を育む。 ・交流及び共同学習や居住地校交流を推進する。 ・体験活動を通じた社会性の伸長
III 健やかな体を育てる	・個々の障害の状態やニーズに沿った体力づくりを推進する。 ・運動の日常化を図る。
IV 子どもの学びを支える環境を整える	・多様な学びの場の施設・設備等の整備 ・基礎的環境整備と合理的配慮の提供
V 信頼される教職員が子どもと向き合う環境を整える	・特別支援教育担当者及び特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上に向けた各種研修の充実 ・全ての教職員の特別支援教育に関する基本的な知識・技能の習得
VI 多様な教育的支援の充実を図る	・多様なニーズに応じた就学相談 ・特別支援教育サポート体制の整備 ・特別支援学校のセンター的機能の充実
VII 地域社会全体で子どもの成長を支える	・特別支援教育の理解推進 ・地域との交流 ・教育と福祉・医療関係等の関係機関のネットワークづくり ・幼・保・小・中・特別支援学校との連携

学校教育行政の全般的な基本的性格を表すという推進計画の性格から、網羅的・全般的な方針であり、それは国の示した特別支援教育の方針を踏まえたものです。また、アクションプランで挙げられた事業は、抽象度の高いものから具体的なものまで様々であり、評価はなされますが達成度は事業により様々です。

4 千葉市学校教育の課題「21世紀を拓く」

本市では、先に述べた推進計画の教育目標を「わかる授業の推進」と「楽しい教室・夢広がる学校づくり」の2つの側面から課題を整理し、年度ごとに目標を立て取り組んでいます。平成29年度「21世紀を拓く」では、特別支援教育について、前者では20番目の目標として「20 特別支援教育」が、後者では4番目の目標として「4 特別な支援が必要な児童生徒への指導」が掲げられ、それぞれについて取り組まれています。

これは、本市教職員が毎年、推進計画やその年次目標を意識して教育活動に取り組むために有効です。また、その両側面に特別支援教育が位置付けられていることは大切です。内容面では、年度ごとの目標のため記述は第2次推進計画よりも具体的になりますが、推進計画と同様の性格をもちます。

このように、本市においては、学校教育施策全般の中に特別支援教育をきちんと位置付け、国策で示された方針に沿った特別支援教育の推進が図られていることがわかります。本基本計画は、こうした教育行政全般の計画との整合性に配慮しつつ、より特別支援教育に焦点化した、具体的で実効性を伴う計画として策定する必要があります。

【資料１】千葉市学校教育の課題「21世紀を拓く」（14頁）より

20 特別支援教育（特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室）

目標

- 小学校及び中学校教育の目標を踏まえ、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識、技能、態度及び習慣を身に付けるための指導の工夫改善を図る。

今年度の課題

- 児童生徒の実態や指導の経過を的確に把握し、妥当性の高い指導目標を設定するとともに、目標を達成できるための題材・教材・手だての工夫改善を図る。
- 個々の障害の状態や発達の段階等の把握や本人・保護者との合意形成に基づき、「必要かつ合理的な配慮」及び「自立活動」の内容を踏まえた個別の指導計画・個別の教育支援計画の活用を図る。

①子どもたちが目標（ねらい）をもって学習活動を行うために

- 学びの場の柔軟な選択を踏まえ、小・中学校の教育課程との連続性を重視し、日常生活に結びついた具体的な学習内容や体験的な活動を選択・構成しながら、児童生徒の実態等に沿って、目標意識と見通しをもたせる工夫をする。
- 児童生徒の興味・関心や得意な面を考慮し、学習内容の設定や教材教具を活用するとともに、段階的な指導を行い、学習活動への意欲が高まるようにする。

②見方・考え方を働かせながら思考力・判断力・表現力等を育むために

- 言語環境の整備を図り、個別目標に基づいた学習活動・体験活動を通して基礎的な力を養い、日常生活に活かせるようにする。
- 「自立活動」におけるコミュニケーションや人間関係の形成に関する課題を明らかにし、学校生活全体の中で改善を図り、社会性を高める。

③PDCAサイクルを意識して指導と評価の一体化を図るために

- 個々の指導目標に基づいて手立てを工夫し、個々に具体的な即時評価を行う。達成感と成功体験を重ねることで自信と意欲をもたせる。
- 個別の指導計画と通知表の一体化を図り、PDCAサイクルとして生かし、指導と評価を継続できるようにする。

【資料 2】千葉市学校教育の課題「21 世紀を拓く」（20 頁）より

4 特別な支援が必要な児童生徒への指導

目 標

- 特別な支援が必要な児童生徒の自立や社会参加に向け、児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び支援を行う。

今年度の課題

- 特別な支援が必要な児童生徒に適切な教育を行うため、各学校において特別支援教育に関する校内委員会の実施、実態把握、個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用、全教職員の特別支援教育に関する研修（特に新しい情報やガイドラインの周知）の実施等、校内支援体制を整備することに努める。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習と、特別支援学校の居住地校交流を推進すると共に、必要かつ合理的な配慮の提供について事例を集積する。

方 針

- 早期発見・早期支援が重要であることに留意し、特別な支援を必要とする児童生徒の実態の把握に努め、共通理解のもと必要な支援に努める。
- 校内支援体制を整備・推進するため、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会を実施し、個別の指導計画や個別の教育支援計画の活用を図る。
- 保護者と十分に話し合い、学校や家庭で必要な支援や配慮について共通理解・合意形成を図り、保護者との連携に努め、保護者の同意の下、福祉関係機関等との連携を図る。
- 障害のある児童生徒と障害のない児童生徒との交流及び共同学習や特別支援学校の居住地校交流を計画的、組織的、継続的に実施する。

重 点

- 特別支援教育に関する一定の知識・技能の向上を図るため、校内で特別支援教育の研修を実施したり、養護教育センター等の研修会に参加したりする。
- 特別な支援が必要な児童生徒の実態を把握し、校内支援体制を構築して、保護者との連携を図りながら、適切な支援を目指す。
- 個別の指導計画の作成にあたっては、「自立活動」の内容を参考にし、校内委員会等で複数の教職員で検討し、方針や手だてを明確にし、共通理解を図って計画的に実践できるようにする。
- 養護教育センターや医療・福祉等の専門機関、特別支援学校のセンター的機能の活用等、関係機関と連携を図り、個別の教育支援計画を作成し、効果的な支援を進める。
- 交流及び共同学習や特別支援学校の居住地校交流の効果的な推進を図り、児童生徒の社会性や豊かな人間性をはぐくむ。

評 価

- 校内研修の実施や研修会への参加など、教職員個々が専門性の向上に努めているか。
- 校内委員会が機能し、特別な教育的支援を必要とする児童生徒への校内支援体制が確立されているか。
- 特別な支援が必要な児童生徒の個別の指導計画や個別の教育支援計画が作成され、活用されているか。保護者と合意形成した必要かつ合理的な配慮について、個別の教育支援計画に記載されているか。
- 関係機関や保護者との連携を図り、必要な情報や手だてを積極的に行い、効果的な支援を実施しているか。
- 交流及び共同学習や居住地校交流を計画的に実施できているか。

第 4 章 千葉市における特別支援教育推進の経過

表 1-2(12 頁)は、本市における特別支援教育の推進のあゆみを、年表史に示したものです。特殊教育から特別支援教育へと変わる動きが始まる平成 10 年以降から現在までを中心にまとめました。表から、平成 10 年から 10 年間の「特別支援教育の体制整備の時期」と、平成 20 年以降の「特別支援教育の拡充の時期」に分けて、以下で経過を述べます。

1 体制整備期(平成 10～19 年) (表 1-2 の中段)

本市では、国の方針を受けて多くの新たな施策が実行され、特別支援教育体制の大枠が作られ、その枠組みは現在に至っています。

<通常の学級>

小中学校では、特別支援教育コーディネーターの指名、校内委員会の開催、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」の作成などがスタートして、通常の学級に在籍する LD 等の発達障害の児童生徒（以下「LD 等の児童生徒」と記載）について学校組織全体として個に応じた指導や支援の取組が始まりました。

<特別支援学級>

本市は、昭和 50 年代からいわゆる拠点校方式(複数の障害種別の特別支援学級をある学校に設置し、その学校を拠点として特別支援教育を推進する)によって特別支援学級を整備してきました。平成 10 年代後半から、できるだけ近隣の学校へ通学できるようにすることと特別支援学級への入級児童生徒の増加に対応するために、毎年数校ずつ新たな学校に特別支援学級が設置されました。

<通級指導教室>

平成 14 年度に LD 等の児童生徒を対象とした「情緒障害通級指導教室」が開設され、以後「LD 等通級指導教室」として拡充されました。これに合わせて、就学指導委員会に「LD 等」の部門を設ける等の整備が行われました。

<人材>

LD 等の児童生徒の増加に対応するために、千葉市独自の施策として教育的ニーズに応じた的確な指導を行うために特別支援教育指導員を学校に配置するとともに、校内支援体制の指導助言を行う学校訪問相談員を派遣する取組が開始され、以降、必要に応じて増員されました。

本市では、現状及び課題を明確にし、将来にわたり本市特別支援教育の長期的展望に向けた検討を行うため、平成 16 年度に「千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議」を設置しました。検討を積み重ねて平成 20 年 3 月に出された答申を参考にしながら、以後、本市の特別支援教育の体制は整備されてきました。

2 拡充期(平成 20 年～) (表 1-2 の下段)

本市では、障害者基本法改正に始まる国の施策のさらなる展開を受け、前述の 10 年で整備してきた体制の拡充を進めてきました。

<通常の学級>

合理的配慮に関する合意形成といった新たな対応を含めて、特別な教育的ニーズのある児童生徒に対する支援を進めています。

【第Ⅰ部 総論】

＜特別支援学級＞

特別支援学級への入級児童生徒が増えるとともに近隣の小中学校に通わせたいという保護者・本人の要望に応えるため、特別支援学級が設置される学校が増加しました。その結果、平成 29 年度の設置校は小学校で 92 校(82.9%)、中学校で 39 校(70.9 %)、小中合計では 131 校(78.9%)に至っています。

＜通級指導教室＞

LD 等通級指導教室への通級児童生徒も増加しましたが、担当者を育成する観点から設置する学校を増やすのではなく 1 教室 1 担当を 2 教室 2 担当とする方向で拡充が進められ、現在小学校 6 校で 11 教室、中学校 3 校で 4 教室に至っています。小学校においては、「各区に最低 1 校」の当初の目標は達成されました。

＜特別支援学校＞

特別支援学校の児童生徒の増加対策と軽度知的障害児の職業教育の充実のために、平成 25 年度に市立高等特別支援学校が開校されました。小学部単独の第二養護学校、中学部・高等部の市立養護学校に加えて高等部単独の学校ができ、より児童生徒に応じた教育課程を編成することができるようになりました。

＜人材＞

体制整備の 10 年で取り組まれた学校訪問相談員と特別支援教育指導員はさらに増員されています。また、小学校における常時介助を必要とする児童への介助員の配置、医療的ケアを必要とする児童への看護師の派遣といった障害のある多様な児童に応じて支援ができるように新たな人材の配置も進めています。

これらの取組と並行して、平成 26 年 4 月に「千葉市特別支援教育推進プラン作成委員会」を立ち上げました。設置期間は 1 年間とし、特別支援教育推進会議で報告・協議を行い、最終的に「千葉市特別支援教育推進プラン」を策定しました(平成 27 年 3 月)。このプランの策定以降、国の施策の大きな展開や方向性の変化はないため、このプランは千葉市の特別支援教育の進むべき方向性を、現在最もよく表すものです。

プランの概要は、次の通りです。本基本計画は、このプランの概要に基づき検討を進めました。

千葉市特別支援教育推進プラン(平成 27 年 3 月発行)

- I 千葉市の特別支援教育推進の基本
- II 多様な学びの場
- III 就学相談について
- IV 教職員の資質向上について
- V 特別支援教育の理解推進
- VI 特別支援教育のネットワークづくり
- VII 養護教育センターの役割

【第Ⅰ部 総論】

表1-2 千葉市の特別支援教育推進のあゆみ

千葉市の主な取り組み				特別支援学級の設置数						国の施策など(略記)
				学校			学級			
				小	中	計	小	中	計	
昭和	29	1954	大森小で学業不振児の指導を行う	1	1	2	1	1	2	養護学校教育の義務制化 国際障害者年
	34	1959	院内小に言語障害児学級開設	3	2	5	3	2	5	
	39	1964	市立養護学校開校	11	0	11	14	0	14	
	43	1968	大宮学園開園	18	1	19	23	1	24	
	45	1970	千葉市中心身障害児判別委員会設置	19	1	20	28	1	29	
	53	1978	第二養護学校開校	26	6	32	49	9	58	
	54	1979		27	7	34	51	10	61	
	56	1981		31	11	42	55	14	69	
平成	3	1991	市立養護学校全面改築新校舎完成	30	12	42	56	24	80	通級による指導の制度化
	5	1993		30	11	41	55	21	76	
	8	1996	養護教育センター開設	29	11	40	61	24	85	
平成	11	1999	千葉市障害児教育検討委員会発足	30	12	42	67	26	93	学習障害児に対する指導について(報告)
	13	2001		29	12	41	71	29	100	21世紀の特殊教育の在り方について(最終報告)
	14	2002	○千葉市障害児教育検討委員会報告 千葉市障害児教育推進委員会発足 ・学校訪問相談員配置(1名) ＊情緒障害通級指導教室新設①花見川三小	30	12	42	73	31	104	学校教育法施行令の一部改正(認定就学)
	15	2003		30	12	42	77	33	110	今後の特別支援教育の在り方について(最終報告)
	16	2004	・特別支援教育指導員配置(8名) 千葉市の特別支援教育の在り方検討会議発足	31	13	44	79	31	110	ガイドライン(試案)
	17	2005	特別支援教育指導員増員(16名)	32	13	45	84	31	115	中教審・制度の在り方について(答申)
	18	2006	通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒の調査 学校訪問相談員増員(2名) (仮称)専門家チーム設置 情緒障害通級指導教室新設②あやめ台小、高浜2小 障害のある子どもの学校生活サポート事業発足	35	14	49	88	36	124	学校教育法施行令の一部改正
	19	2007	学校訪問相談員増員(3名) 千葉市の特別支援教育の在り方検討会議中間報告 「特殊学級」を「特別支援学級」と改称 情緒障害通級指導教室を「LD等通級指導教室」と改称(後に就学指導委員会に移行) LD等通級指導教室増設③(小倉小、菅田東小) (仮称)専門家チームを「LD等サポートチーム」と改称	40	17	57	90	44	134	特別支援教育の推進について(通知) 支援員の配置の予算化
	20	2008	○千葉市の特別支援教育の在り方検討会議「答申」 特別支援教育指導員増員(20名)	47	19	66	105	45	150	学習指導要領の改訂
	21	2009	LD等通級指導教室増設④(鶴沢小)	50	25	75	116	45	161	
	23	2011	特別支援教育指導員増員(25名)	60	29	89	128	61	189	障害者基本法改正
	24	2012		68	30	98	144	60	204	中教審・インクルーシブ教育システムの構築
	25	2013	特別支援教育指導員増員(30名) 高等特別支援学校開校	70	32	102	141	65	206	「障害者差別解消法」(制定) 学校教育法施行令の一部改正(認定就学者)
26	2014	特別支援教育指導員増員(35名) 学校訪問相談員増員(4名)	78	33	111	147	67	214	「障害者の権利に関する条約」(批准) 早期からの一貫した支援(通知)(就学指導)	
27	2015	○特別支援教育推進プラン発行 ・特別支援教育介助員配置(5名)	83	33	116	150	77	227		
28	2016	千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議設置 ・スクールメディカルサポート(医ケア看護師)派遣(3名)	91	36	127	164	74	238	障害者差別解消法の一部施行	
29	2017	スクールメディカルサポート(医ケア看護師)派遣(4名)	92	39	131	167	74	241	学習指導要領の改訂	

第5章 千葉市の特別支援教育の理念と推進の基本方針及び取組の柱

1 理念と推進の基本方針

これまで見てきた国や本市の特別支援教育の推進の方向性、本市の教育施策全般の方針、本市の特別支援教育の取組の経過を鑑み、本市の特別支援教育の理念と推進の基本方針を次の通りとします。

千葉市の特別支援教育の理念

- ①「人間尊重の教育」を基調とし、共生社会の形成を目指します。
- ②障害の有無に関わらず、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導と必要な支援を行い、子どもがもつ可能性と能力を高め、自立し社会参加できる教育を行います。

千葉市の特別支援教育推進の基本方針

- ① 本市のこれまでの学校教育、特別支援教育の推進に向けた取組を生かし、さらに充実を図ります。
- ② 多様な学びの場(通常の学級・通級指導教室・特別支援学級・特別支援学校等)を整備・拡充します。
- ③ 教職員の専門性の向上と人的支援の充実を含む教育環境の整備を図ります。
- ④ 交流及び共同学習を一層推進するとともに、障害者理解教育に取り組みます。
- ⑤ 乳幼児期から成人期まで地域で一貫した支援が受けられるよう、教育が医療・福祉・労働と連携協力できるネットワークを構築します。

2 6つの取組の柱

基本方針を次の6つの取組の柱に基づき進めていきます。この取組の柱は「千葉市特別支援教育推進プラン」で提案されたものを一部修正したものです。

- | | |
|--------|--------------------|
| ＜取組の柱＞ | 1 就学相談・教育相談の充実 |
| | 2 多様な学びの場の充実 |
| | 3 一貫した支援とネットワークづくり |
| | 4 教職員の専門性と指導力 |
| | 5 特別支援教育の周知と理解 |
| | 6 養護教育センターの機能 |

3 基本計画と関連計画との関係及び進行管理

	教育・福祉に関わる推進計画	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
教育委員会	千葉市の教育に関する大綱								
	第 2 次千葉市学校教育推進計画								
	特別支援教育推進プラン								
	千葉市特別支援教育推進基本計画								
自立支援課 障害者	第 4 次～6 次障害者計画等の策定(3 年単位)		第 4 次 第 5 次						
	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針		第 6 次 H36～38 10 年間(平成 29～38 年度)						

本基本計画は平成 30 年度から 34 年度までの 5 年間を対象期間として策定し、中間年である平成 32 年度には具体的な取組について特別支援教育推進会議が評価を行います。また、平成 34 年度には第 2 次基本計画の検討委員会を組織し、本計画を引き継ぎます。

第 6 章 千葉市特別支援教育推進基本計画の進め方ーエリア方式と組織体制ー

1 千葉市全体を支える支援体制の構築ーエリア方式ー

特別支援教育がスタートして 10 年たち千葉市において様々な取組がされてきましたが、現在、大きな課題となっていることは、①特別な教育的ニーズのある児童生徒が急増していること②児童生徒の急増と教員の大量退職により若手教員や特別支援教育の経験が少ない教員が増加していること③医学の進歩や社会環境の変化により教育的ニーズが多様化・複雑化し相談が急増していることです。

本市の特別支援教育は、養護教育センターを中心として推進されてきましたが、さらに特別支援教育を充実させていくためには、地域の中で実情に即した支援策を迅速に講じる必要があります。地域の中心となる学校(仮称：センター校)が地域内での学校間の連携を進め、各学校の校内支援体制を整備し支援力を高めて、より学校が主体となって特別支援教育の推進に取り組む方式です(仮称：エリア方式)。

例えば①専任のコーディネーターを配置し、自校以外のコーディネーターのアドバイザーとして地域内の学校の特別支援教育体制を支援する、②言語や LD 等の通級指導教室を複数設置し、地域内の学校の巡回指導を主として行う教員を配置し各学校の相談に応じ、支援体制を高めるアドバイザーとしても機能する、③複数の障害種の特別支援学級を設置し、特別支援学級担当者対象の研修会を組織し、地域内の特別支援学級担当者の専門性を高める、④特別支援学校では、複数のコーディネーターを配置し分掌として地域支援部を立ち上げ、地域内の小中学校への相談支援を積極的に行う等、幾つかの方策が考えられます。

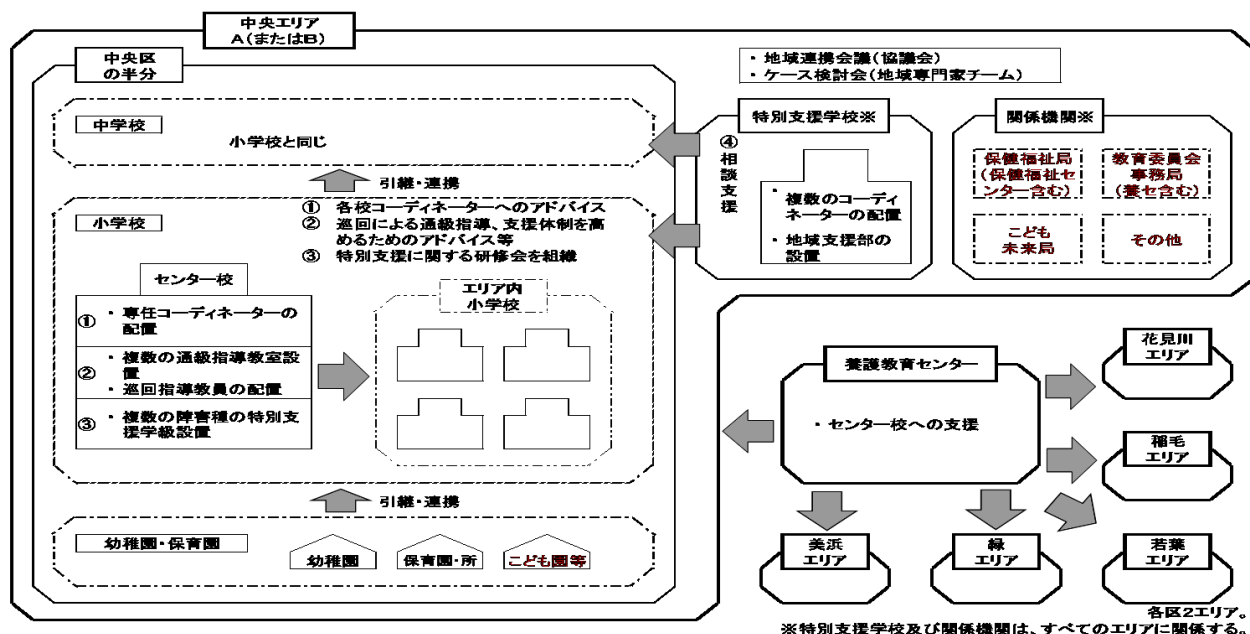
図 1-1(12 頁)は、エリア方式のイメージを図示しました。地域内の保育所・幼稚園と小学校とが、また、小学校と中学校とが情報を共有し引継ぎをしながら一貫した支援を行う体制を作ります。このような縦の連携の一方で、具体的な支援に必要な種々の人材・組織があります。また、これらに関わる医療・福祉関係の諸機関があります(横の連携)。これらが必要に応じて会議(地域連携会議)をもつ場合もあれば、ケース検討会を開く(地域専門

【第I部 総論】

家チーム)場合もあります。センター校が中心となって文科省の提唱する地域連携会議を開いたり地域専門家チームを組織したりして、特別支援教育を推進するシステムとしてのエリアに基づく体制を構築していきます。

資料 3(15 頁)には、エリア方式(案)を示しました。各地域の実情によって、センター校の特徴は異なることが予想されます。センター校にはどのような特徴を強化することが効果的なのか、1つの地域にどのようなリソース(通級指導教室、特別支援学級、各種人材など)がどの程度必要なのか等については、研究指定を行う等によって実践的な検討が必要です。

【図 1-1】エリア方式のイメージ



【資料 3】エリア方式(案)

千葉市立小学校別学級数・児童数 (平成29年5月1日現在)

中央区A		中央区B		花見川区A		花見川区B		稲毛区A		稲毛区B		若葉区A		若葉区B		緑区A		緑区B		美浜区A		美浜区B													
学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数												
1新宿	35	1,109	15大森	21	617	20横溝	14	343	9花見川	22	612	10稲毛	15	437	8都賀	19	506	51桜木	25	760	13千城	4	26	25雑司	12	238	26菅田	21	570	41稲毛二	19	553	66葛飾西	34	1,071
2本町	14	306	24生浜	13	329	21横戸	7	142	11稲	13	250	12衛生	25	700	36山王	26	732	64北長堤	28	793	14若松	25	731	29平山	18	437	49土気	14	360	76幸町三	22	671	101津田	14	365
3東川	20	532	30松ヶ丘	14	298	23長作	14	312	19花岡	25	731	16稲丘	19	628	40千葉台	19	502	67みつわ台	14	319	17坂月	5	49	108豊島	16	412	89豊田	18	467	79高津三	13	413	114打瀬	21	593
4豊戸	18	465	33宮崎	27	866	27こてはし	20	530	22黒磯	19	476	18歌生	7	149	42あやの台	12	282	63みつわ台	19	503	31白井	8	182	111小谷	21	627	90大木戸	7	108	81高津四	8	157	110津田	21	604
5院内	29	637	35川戸	14	317	68稲毛川三	8	93	44葛葉東	19	492	27轟町	20	499	54野野木	29	846	67都賀の台	16	436	32更科	6	55	113有吉	19	537	103越智	6	166	82真砂五	6	105	122津田	29	835
6群茂	24	710	43東久喜	27	707	69小中台	12	299	69西小中台	13	310	34緑町	22	645	68草野	25	755	102源	9	202	富田分枝	2	5	115金沢	24	735	109土気南	21	687	83高津一	8	208	127津田	18	569
7郷	22	658	65生浜西	17	470	41小中台	9	194	95葛葉南	17	472	37小中台	31	943	69稲台	13	350			38大宮	7	172	117扇田	23	655	112大槻	10	255	84稲浜	8	150				
28鶴沢	16	475	66仁戸名	8	163	85作新	17	480	100上の台	20	570	75小中台南	16	430	80千葉台	12	316			39小倉	23	657	102小中台南	26	831	118小中台	26	772	123高津	13	291				
50弁天	11	226	65大蔵寺	7	110	92柏井	7	182	106稲田ヶ丘	12	257									62千城北	13	184						124真砂西	14	375					
			107生浜東	14	361	121花島	8	200	110西の谷	23	639									63千城台	10	237						125真砂南	21	604					
						129花見川	13	256	118現境	14	283									67大宮台	7	85						126真砂南	14	297					
																				71千城東	13	343						128幸町	14	367					
																				74千城南	7	193													
																				81千城台	6	127													
																				94若松台	8	142													
小計	189	5,118	小計	162	4,238	小計	129	3,011	小計	197	5,092	小計	155	4,431	小計	155	4,289	小計	111	3,013	小計	144	3,188	小計	161	4,472	小計	123	3,385	小計	180	4,191	小計	137	4,107
																	総計	1,822							48,535										

千葉市立中学校別学級数・児童数 (平成29年5月1日現在)

中央区A		中央区B		花見川区A		花見川区B		稲毛区A		稲毛区B		若葉区A		若葉区B		緑区A		緑区B		美浜区A		美浜区B													
学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数	学校名	学級数	児童数									
2末広	9	263	9群茂	28	994	10横溝	7	194	7花岡	27	944	5緑町	12	436	20千葉台	6	192	37みつわ台	20	643	11加賀利	16	496	51泉谷	19	552	13青田	16	493	22幸町一	8	142	33葛西橋	14	512
3東城	12	430	12生浜	19	617	40天戸	13	369	11黒磯	13	402	6小中台	24	784	30草野	17	519	48見塚	18	635	16白井	5	106	55有吉	21	769	23土気	8	182	28高津一	12	364	60津田	14	662
4横溝	11	332	15松ヶ丘	16	386	66こてはし	13	416	47稲田ヶ丘	10	290	14轟町	14	425	34都賀	12	352			117更科	3	30					49越智	7	179	36高津二	6	142	64打瀬	25	828
8新宿	16	397	18川戸	8	187	67みつわ台	11	280	62葛葉南	17	565	19稲毛	19	690	38緑ヶ丘	17	582			24千城南	13	318					53土気南	14	466	42高津	8	229	57稲浜	6	240
			25東久喜	13	271	61花見川	14	450						45山王	19	847					29大宮	7	146				56大槻	13	444	43幸町二	12	396			
																				30千城南	9	276					66高津南	26	874	46稲浜	6	212			
																				41若松	18	631							58真砂	22	531				
小計	48	1,422	小計	84	2,455	小計	58	1,709	小計	67	2,201	小計	89	2,335	小計	71	2,272	小計	38	1,278	小計	71	2,003	小計	40	1,321	小計	84	2,638	小計	74	2,016	小計	63	2,342
																	総計	767							23,694										

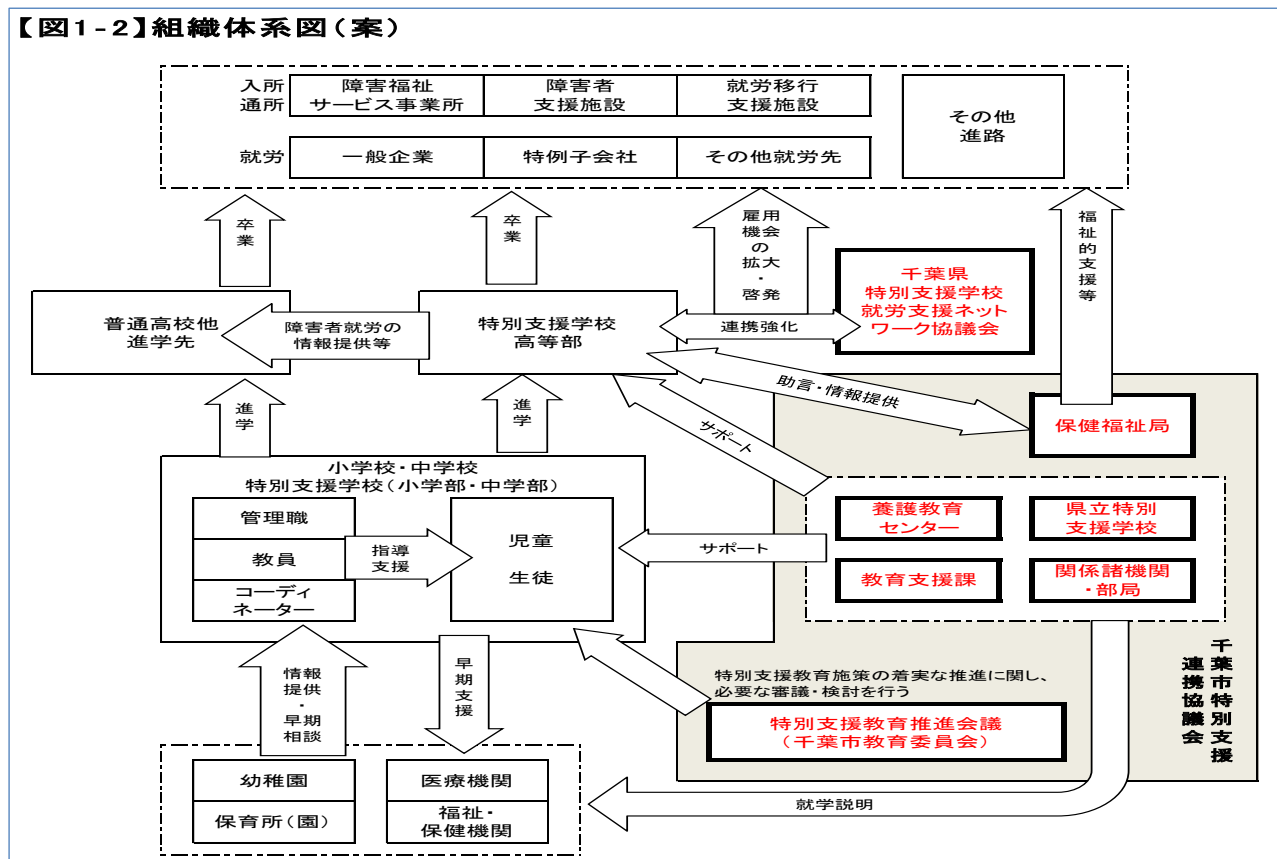
2 組織体制

本基本計画を実行する組織体制を図 1-2 に示しました。「在り方」《答申》では、養護教育センターを中心とした特別支援教育体制の構築が提案されました。その後作成された推進プランでは、「共に学ぶことを目指す学校が、全ての子どもたちのための支援に取り組むこと、より学校主体の特別支援教育へと進むためのサポートが求められています。」「養護教育センターを中心としたネットワークづくりを目指して行きたいと考えます。」と示されました。時代の変化と共に、養護教育センターを中心とした一極集中型の体制から主体を各学校へ移し、養護教育センターはその主体的な学校体制づくりのサポートに、全体を統括するネットワークづくりに主たる役割が移ってきたことが分かります。本基本計画においてもプランで述べられた方向性にそって組織体制を考えます。(各論「第 5 節 一貫した支援とネットワークづくり」、「第 6 節 養護教育センターの機能」を参照)

図の中心には本基本計画の実行の主体となる小中学校があり、養護教育センターはサポートを行います。また、特別支援教育推進会議が新たに組織されたため、本計画の進行に責任をもつ体制が整いました。従前から課題とされる部局を超えた「連携協議会」については、本基本計画内での検討課題としています。(各論の第 3 章第 2 節『「連携」に関する会議』を参照)

以上の 2 点では、「学校主体で取り組む特別支援教育の推進」であることを大切にしています。本基本計画を推進する経過で、行政がリードする特別支援教育から、各学校が主体となって自ら支援を講じていく特別支援教育へと移り変わっていくことができます。次の各論では、6 つの取組の柱について、各学校が主体となって自校の体制を整備し支援力を高めるための「課題」「方針」「取組」を挙げていきます。

【図 1-2】組織体系図(案)



第Ⅱ部

各 論

第 1 章

就学相談・教育相談の充実

第 1 節 就学相談

1 現状と課題

- 障害や発達に心配のある子どもの就学相談は、養護教育センターと教育支援課、第二養護学校や県立特別支援学校等を窓口に対応しています。近年養護教育センターの就学相談では、通常の学級に入学を希望している子どもの相談が急増しており、小学校への引き継ぎ等の連携がさらに重要になってきています。
- 発達に心配のある子どもの早期発見・早期支援として、乳幼児健診などで発見され療育センターなどの専門機関につながって支援を受け、養護教育センター等での就学相談を通して、入学先の学校との連携に努めています。
- 療育センターと養護教育センターは連携会議を持ち、情報交換をしています。民間事業所等で療育を受けている子どもたちからの就学相談も増えており、連携が必要です。
- 市内には知的障害の他、視覚障害や聴覚障害、肢体不自由、病虚弱の特別支援学校があり、センター的機能として就学相談に応じています。役割分担を明確にしながら、保護者への情報の提供や相談機関同士の連携を密にしていく必要があります。

2 今後の方針

- (1) 障害のある子ども一人一人のニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を受けられる学びの場を用意します。
- (2) 保護者の意向を最大限尊重しつつ、子ども本人の教育を第一に考えます。
- (3) 特別支援学校や民間事業所等と情報共有するなどの連携を図ります。
- (4) 就学前関係機関との連携を強めて、就学に関する正確な情報を必要とする全ての保護者等に伝わるよう努めます。

3 具体的な取組

- 入学先の学校での就学に関する情報の共有化(1) (2)
 - ・各学校で保護者・幼保等の関係者が集まり、支援の在り方について共通理解
- 関係機関との連携 (3)
 - ・療育センター、特別支援学校、民間事業所など
- 就学説明会の開催 (4)
 - ・近隣市外の施設、就学児が受診している医療機関等への周知

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 就学に関する情報の共有化	実施				
○ 関係機関との連携	実施				
○ 就学説明会の開催	実施				

第2節 教育相談

1 現状と課題

- 子どもの発達や障害に係る相談は、養護教育センター、療育センター、発達障害者支援センター等が主として対応しています。また、不登校については、主に教育センターが不適応状況の相談を受けています。児童相談所や青少年サポートセンターなどが対応している場合もあります。
- 市内近隣に全障害種に対応した特別支援学校が揃っており、各校のセンター的機能として教育相談を行っています。
- 発達障害に関する相談は、養護教育センター、療育センター、発達障害者支援センターのいずれも、相談件数の増加により、初回相談までの待ち日数の増加が大きな課題です。
- 知的障害や発達障害などに関する医学的な診断は、主に療育センターが担っていますが、ほぼ1か所に限られるため、診断までに長期間かかる現状があります。
- 養護教育センターは主に学齢期の児童生徒の相談を担っています。保護者からの相談を受け、学校への指導・支援にも入ります。
- 近年、相談の内容は多様化複雑化しており、スクールソーシャルワーカー(SSW)を活用し、児童相談所、福祉事務所など関係機関との連携を図らなければならないケースも増えてきています。

2 今後の方針

- (1) 主要相談機関(養護教育センター、教育センター、療育センター、発達障害者支援センター)の役割分担を明確にして連携を強め、早期からの一貫した教育相談の仕組みを作ることに努めます。
- (2) 相談者本人に関する情報共有が円滑に進む仕組みを作ります。
- (3) 関係機関と学校が連携しやすいシステムを作ります。

3 具体的な取組

- 教育相談に係る連携会議の開催 (1)
- 「支援に必要な情報を書き込めるファイル」の作成 (2)
 - ・全ての関係機関で共通して使用
 - ・個別の教育支援計画やライフサポートファイルの活用・連動
- 適切な引継ぎを各学校で実施 (3)
 - ・移行期、接続、他(入学、卒業、転校、転籍など)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 教育相談に係る連携会議の開催	実施				
○ 支援に必要な情報を書き込めるファイルの作成	検討				
○ 適切な引継ぎの実施	実施				

第3節 就学指導委員会

1 現状と課題

- 千葉市の就学指導委員会には、5部門があります(「知的、自閉症・情緒部門」「言語・難聴部門」「病虚弱部門」「肢体不自由・視覚障害部門」「LD等部門」)。養護教育センターや特別支援学校での就学相談を経て、保護者と合意形成を図りつつ、就学指導委員会が適切な就学先やそこでの支援方法・内容を審議しています。
- 近年、「知的、自閉症・情緒部門」、「言語・難聴部門」、「LD等部門」での審議件数が増加しています。
- 文部科学省では、就学先決定時のみならずその後の一貫した支援についても助言を行うという観点から機能の拡充を図るとともに、就学指導委員会を「教育支援委員会(仮称)」といった名称に変更することを提案しています。それを受け、本市就学指導委員会は、就学、転級、入級後の指導支援についても助言を行っています。また、就学指導委員会の判断と実際の措置が異なったケースの経過を2年間確認しています。就学後(通級後)などの適応状況がおもわしくないケースについて担任から情報収集し、保護者との相談後、場合によっては再審議を行っています。
- 中学校進学における進路相談や卒業後の進路について、小学校によって情報提供や対応に違いがないように、就学指導委員会での丁寧な指導・助言が必要です。

2 今後の方針

- (1)「就学支援委員会」(千葉市版「教育支援委員会」)の考え方にに基づき、就学先の専門的な判断に加えて、就学後(進学後)の支援についても助言を行います。
- (2)多様な学びの場を用意し、適切な時期に円滑に学びの場を見直すことができるようにします。また、学びの場の変更後もそれまでの支援の状況が次の学びの場に引き継げるように、関係機関との連携も含めて、引継ぎのシステムを作ります。
- (3)中学校進学後や高校卒業後を見据えた、指導・助言ができるようにします。

3 具体的な取組

- 就学指導委員会の名称変更(「就学支援委員会」へ)(1)
 - ・開催回数、運営等の検討
- 就学(入級)後の指導・助言の拡充(1)
 - ・期限付き就学判断：期限を決めて、再度状況確認、報告
 - ・関係者会議開催の指示：医療、福祉等を含む
 - ・措置通知書の書式の検討
- 関係機関間での本人に係わる資料の円滑な提供システムづくり(2)
 - ・手続き、書式の簡略化
- 特別支援学級担任への進路に関する情報提供(3)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 就学指導委員会の名称変更	検討	条例変更	実施		
○ 就学(入級)後の指導・助言の拡充	実施				
○ 関係機関での本人に係る資料の円滑な提供システムづくり	実施				
○ 特別支援学級担任への進路に関する情報提供	実施				

第 2 章

多様な学びの場の充実

第1節 小学校・中学校

1 現状と課題

- 特別支援教育コーディネーターには、支援が必要な児童生徒に適切な支援を行うために、校内支援体制の整備、校内の相談窓口、関係機関との連絡調整などの役割が求められています。このように専門性が必要とされ、そのためには経験も必要であるにも関わらず、本市の特別支援教育コーディネーターは毎年50人程度が新しく任命されるという現状があります。
- 各学校には、適切な支援や進路指導等のために、個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成・活用を促しています。作成率は上昇しているものの、適切に活用していくことが課題となってきました。
- 養護教育センターを中心に特別支援教育に関する研修を実施しています。研修で学んだことを生かして、全教職員が特別支援教育の視点に基づいた学級づくりや授業づくりに取り組むことが必要です。
- 校内支援体制の充実のために、学校訪問相談員を派遣したり、特別支援教育指導員を配置したりしています。今後も一層の充実が求められています。(P49 参照)
- 通常の学級に在籍する児童生徒の中には、特定の教科学習に困難を示し、個別的に学習支援が必要なケースがあります。校長や教頭、教務主任、少人数担当教諭、特別支援担当教諭が、対応している現状があります。

2 今後の方針

- (1) 特別支援教育コーディネーターが校内での役割を果たし、様々な課題に対応できるための研修を継続します。
- (2) 全ての学校で、個別の指導計画と個別の教育支援計画のより一層の作成と活用を進めます。
- (3) 校内支援体制の充実のため、管理職を含めた教職員の資質向上を図る研修を行います。
- (4) 通常の学級における発達障害等のある児童生徒への教員の理解を深め、教育的ニーズに合わせた指導支援の充実を図ります。
- (5) 各学校で児童生徒の学習のつまづきに合わせて個別的支援を行い、一人一人の児童生徒が学習への意欲を再び持つことのできるよう「リソースルーム」を設置します。

3 具体的な取組

- 特別支援教育コーディネーター (1)
 - ・研修の充実と専任化
- 個別の指導計画と個別の教育支援計画 (2)
 - ・作成のための効果的な研修会の校内での開催
 - ・適切な引継ぎ方法の周知
- 特別支援教育関係の研修の充実 (3)
- 校内支援体制を整えるための人的支援の充実 (4)
- リソースルームの設置 (5)
 - ・モデル校を設置し活用方法について効果を検証

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 特別支援教育コーディネーター専任化	検討	検討	検討		
○ 個別の指導計画と個別の教育支援計画	実施				
○ 特別支援教育関係の研修の充実	実施				
○ 校内支援体制を支えるための人的支援の充実	検討	検討			
○ リソースルームの設置	検討	検討	検討		

第2節 高等学校

1 現状と課題

- 高等学校の特別支援教育の体制整備は、小中学校に比べて進んでいない現状があります。
- 高等学校は、小中学校に比べ、教員間で生徒の情報を共有する場が多くありません。
- 入学後の新しい環境への適応や、コミュニケーションの問題から、不適応を起こす生徒もいます。
- 卒業後の自立や社会参加に向けた進路指導や就労支援(キャリア教育)について、特別支援教育のノウハウが十分に活用されていない現状があります。

2 今後の方針

- (1) 生徒一人一人の多様化するニーズに応じた支援方法を検討します。
- (2) 高等学校における校内支援体制の充実を図ります。
- (3) 多様な学びの場の整備として高等学校における通級指導教室を開設します。
- (4) 卒業後の進路を適切に選択できるように、進路指導の充実を図ります。

3 具体的な取組

- 高等学校における校内支援体制整備 (1)、(2)
 - ・特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援委員会の開催の促進
 - ・学校訪問相談員や特別支援学校の活用
 - ・スクールカウンセラー(SC)等の活用の検討
 - ・高等学校(県立・私立)及び特別支援学校との連携の模索
 - ・定期試験等における合理的配慮の実施の検討
- 研修 (1) (2)
 - ・特別支援教育に関する校内研修の実施の促進
 - ・教員対象の研修の企画、校外研修の参加の推奨
- 通級指導教室 (3)
 - ・通級指導教室を設置する県立高等学校等との連携・協力
- 進路指導 (4)
 - ・卒業後の進路を見据えた関係機関(千葉県発達障害者支援センター、千葉障害者就業支援キャリアセンター等)との連携
 - ・高等特別支援学校の進路指導主事や就労支援コーディネーターとの連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 高等学校における校内支援体制整備	実施				
○ 研修	実施				
○ 通級指導教室	稲毛開設	千葉開設			
○ 進路指導	検討	実施			

第 3 節 LD 等通級指導教室

1 現状と課題

(小学校)

- 入級を希望する児童数は増加傾向にあり、今後も増加が予想されます。
このため指導時間の確保の問題や、現在の設置校数(6校)では、将来的に足りなくなる可能性があります。また、若葉区や緑区は学区が広範囲になるため通級指導教室へ通うために時間がかかる現状もあります。
- 通級指導教室は、小学校は保護者の送迎が原則です。仕事の都合等の理由により送迎が困難な場合、入級を希望しない、もしくは、入級を希望しても利用できない現状があります。
- 児童のニーズに応じた指導や支援を行うため指導者の専門性の向上が求められます。担当者の確保や育成が課題となっています。
- 障害の特性に応じた教室環境の整備や教材・教具が不十分といった現状があります。
- 校内の通常の学級担任から、特別な支援を必要とする児童の理解や指導方法について相談された場合には、専門的な観点からの分かりやすい説明が求められます。他校の児童を指導する場合には、特別支援教育コーディネーターとの連携も求められます。

(中学校)

- 小学校から継続して通級するケースに加え、中学校からの新規に通級を開始する生徒も多く、今後も増加することが予想されます。
- 距離的に遠く交通手段が限られるため、通級指導教室へ通うために時間がかかる現状があります。また、小学校で発達障害があるために不適応だった児童が中学校入学にあたり、学区外となる通級指導教室のある学校に入学してくるケースも増えています。
- 中学校期に通級のニーズが発現するケースも多くあります。また、通級のニーズはあるものの、授業を抜けて他校に通級することを躊躇しているケースもあります。
- 生徒のニーズに応じた指導や支援ができる担当者の専門性の向上が求められます。担当者の確保や育成が大きな課題となっています。

2 今後の方針

- (1) 各行政区に LD 等通級指導教室を小学校 2 校中学校 1 校設置して、指導支援実を図ります。また、巡回による指導を行い、通級のニーズがあっても様々な理由で通えない児童生徒への指導支援を行います。
- (2) 新任の担当者でも指導ができる体制を作ります。また、児童生徒の実態を把握するための諸検査の研修を行い、担当者の専門性を高めます。
- (3) 一人の担当者が 1 教室で指導できる環境を整えます。タブレット、テレビ、パソコン等の ICT による教育環境を整備します。
- (4) 各教室に児童の特性を把握するための共通の教材・教具や設備・備品を配備します。

3 具体的な取組

○巡回による指導（1）

- ・地域の学校の相談支援，養護教育センターの相談業務との連携
- ・地域のエリアの相談体制の構築、ネットワークづくりを推進

○研修・研究・ツール開発（2）

- ・諸検査法の研修、「運営・指導マニュアル」等の作成

○ICT教育（3）（4）

- ・タブレット端末を使った授業研究
- ・ICTの全教室への導入

○教材・教具や設備・備品（4）

- ・諸検査用具の配備
- ・ICT教育環境に必要な設備・備品の配備

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○巡回による指導	モデル事業				実施
○研修・研究・ツール開発（運営・指導マニュアル等の作成）	検討	作成			
○ICT教育（タブレット等）	実施				
○教材・教具や設備・備品の配備	実施				

第4節 言語障害・難聴通級指導教室

1 現状と課題

- 市内小学校にことばの教室は12校、きこえの教室は3校ありますが、特別支援学級から通級指導教室への移行が進んでいます。言語障害・難聴通級指導教室に通う児童数は、ここ5年間で大幅に増加しています。就学指導委員会における審議数も年々増加しており、専門性の高い指導者の育成が求められています。また、ことば・きこえの教室に相談はしていても、保護者の送迎の問題などで実際には通級に通えない状況の児童がいます。
- 知的に遅れのある児童へのことば・きこえの指導については、現在のところ対象外となっています。
- 難聴の児童生徒は、学校生活での情報保障や安全確保に多くの支援を必要としています。支援が行き届いていない現状もあります。

2 今後の方針

- (1) 担当者同士が相談できる研修や会議の場をもち、指導方法等について共通理解を図ります。
- (2) 特別支援学級、特別支援学校等に在籍する児童生徒のことば・きこえの指導については、今後の具体化に向けて検討します。
- (3) ことば・きこえの指導は、幼児期の指導が効果的であり、早期発見・早期対応のために、幼稚園・保育所等との連携を図り、就学前の相談の充実を図ります。
- (4) 難聴の児童生徒に対して、学校生活でのサポート体制の充実を図ります。

3 具体的な取組

- 研修(1)
 - ・専門性向上のための研修会
 - ・「言語・難聴連絡会(仮称)」による担当者の連携強化
 - ・特別支援学級や特別支援学校の教員も参加できる言語・難聴に関する研修会
 - ・就学時健診の際にことばやきこえの相談窓口となる養護教諭の育成研修
- 言語・難聴に関する専門職の配置検討(1)、(2)
 - ・言語聴覚士(ST)の配置の検討
 - ・個別の相談、言語難聴教室担当者への助言・指導
 - ・特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童生徒のことば・きこえの指導について、ことば・きこえの指導担当者による特別支援学級等担当者への研修会
- 就学前児のことば・きこえの相談支援と引継ぎ(3)
 - ・療育センター、養護教育センターでの相談との連携・強化
 - ・入学時から言語・難聴の通級が利用可能となるような円滑な引継ぎ
- 他市における巡回による指導例についての情報収集(1)
- 難聴児童生徒のサポート体制(4)
 - ・通常の学級での情報保障(要約筆記、ノートテイクなど)と人材確保
 - ・入学試験、定期試験等における合理的配慮の周知

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 研修	実施				
○ 言語・難聴に関する専門職の配置		検討	検討		
○ 就学児前のことばの相談支援と引継ぎ	実施				
○ 他市における巡回による指導例についての情報収集		実施			
○ 難聴児童生徒のサポート体制	実施				

第5節 特別支援学級

1 現状と課題

- 「できるだけ児童生徒の居住地または近隣で、教育的ニーズに応じた指導が受けられるようにする」という方針に基づき、必要に応じて特別支援学級を設置してきました。その結果、小中学校の特別支援学級等の設置率は32.4%(平成19年度)から78.9%(平成29年度)まで高まりました。保護者や学校からの要望がある場合、設置検討をしています。
- 学級数の増加に伴い、特別支援教育の経験の少ない教員が多いという現状があり、担当教員の専門性向上は喫緊の課題です。(第4章第1節「教職員の専門性と資質」参照)
- 通常の学級に準じた教科を中心とした教育課程を編成する自閉症・情緒障害特別支援学級が、中学校に1校設置されています。小学校でのニーズもあるのが現状です。知的に高い児童生徒が自閉症・情緒障害特別支援学級に入級するケースが増加している現在、その児童生徒の実態に合った教育課程を編成する特別支援学級も必要となっています。障害の改善・克服を目的とした自立活動の指導とともに、児童生徒の実態に応じた学習支援体制を整える必要があります。
- 特別支援学級における教育は、日常生活に結びついた具体的で体験的な活動を通して、自立と社会参加に向けた個々の能力の伸長を目指しています。自立活動については、各学級の教育活動及び学校生活全般を通して適切に行われる必要があります。

2 今後の方針

- (1) 保護者や学校の要望を受けて、一人一人の教育的ニーズに応じられるように、特別支援学級を設置していきます。
- (2) 児童生徒の多様化するニーズに応じて、多様な教育課程を編成していきます。
- (3) 児童生徒が実態に即して「連続性のある学びの場」を選択できる進路指導や保護者との連携を図ります。

3 具体的な取組

- 特別支援学級の設置 (1)
 - ・特別支援学級等設置検討会議での総合的な協議・決定
- 多様な教育課程 (2)
 - ・教科を中心とする教育課程を編成する自閉症・情緒障害特別支援学級の設置の検討
 - ・小学校特別支援学級における教科を中心とした教育課程の研究
 - ・児童生徒が主体的に取り組める実地的・体験的な指導内容の検討
 - ・自立活動(コミュニケーションや人間関係の形成)に関する指導内容・方法の検討
- 「連続性のある学びの場」を活用した教育 (3)
 - ・小学校での転籍や中学校での通常の学級への入学のケース検討
 - ・集団参加や学校適応を促す自立活動の指導内容の検討
 - ・子どもの実態に応じた交流及び共同学習の実施

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 特別支援学級の設置	実施				
○ 多様な教育課程	実施				
○ 「連続性のある学びの場」を活用した教育	実施				

第 6 節 特別支援学校

1 現状と課題

- 千葉市には、知的障害を対象にした第二養護学校(小学部)、養護学校(中学部・高等部)、高等特別支援学校(高等部)の3校があります。また、知的障害・肢体不自由・病弱・聴覚障害・視覚障害を対象にした県立特別支援学校が、市内および近隣地域に設置されています。今後の市立特別支援学校の児童生徒数は、近年の小・中学校特別支援学級(知的、自閉・情緒)の児童生徒数と市内知的障害特別支援学校の児童生徒数の推移から、ほぼ横ばいの状況が続くと予想されます。また、県立千葉特別支援学校(小学部・中学部・高等部)には、千葉市在住の児童生徒が通学しており、過密化解消に向けた取組は県教育委員会で検討され、施設・設備の老朽化も課題として挙げられます。
- 高等部では、就労に向けて一人一人の興味や特性を踏まえ、作業学習や産業現場等における実習を実施しています。障害者雇用の促進や就労支援コーディネーターの配置等により、知的障害生徒の就労は成果が上がっています。生徒個々の能力を十分に発揮できる実習受け入れ先や就労先の慢性的な不足は、就労支援を行う上での課題の一つとなっています。卒業後の福祉サービス利用の生徒についても、受け入れ先等が不足している現状があります。
- 各特別支援学校はセンター的機能を持ち、関係機関等と連携を図りながら、各地域の小中高等学校や保護者の相談を受けています(地域支援コーディネーター)。

2 今後の方針

- (1) 第二養護学校・養護学校の学区については、長期的な視点で在籍人数の状況と推計を見て、県教育委員会と検討していきます。施設設備の老朽化対策を検討します。
- (2) 学校、教育委員会、高齢障害部、ハローワーク等が連携し、企業等への障害者理解を深める取組を行い、産業現場等における実習先の開拓や企業等の障害者雇用を促進します。合わせて、関係機関での情報共有をし、課題を明確にします。
- (3) 特別支援学校の教員がより積極的にセンター的機能を果たせるようにします。

3 具体的な取組

- 施設・設備の老朽化対策 (1)
 - ・安全に学ぶことができる施設・設備面の改修や増設等の検討
- 就労・移行支援、進路についての課題の共有 (2)
 - ・就労支援連携会議を実施
 - ・情報の集約と共有、課題の検討、関係機関等との連携
 - ・各校で進路指導の充実、卒業後のフォローアップの実施
- センター的機能 (3)
 - ・地域支援コーディネーターの学校訪問、小中高等学校学校教員や保護者へ相談支援
 - ・教育委員会指導主事、特別支援学級教員等との連携

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 施設・設備の老朽化対策	検討	検討			
○ 就労・移行支援、進路についての課題の共有	実施				
○ センターの機能	実施				

第 3 章

一貫した支援とネットワークづくり

第1節 就労支援・福祉等との連携

1 現状と課題

- 障害のある生徒の進路先としては、「一般企業へ障害者雇用枠で就職」「特例子会社へ就職」「就労移行支援機関への通所」「家業に就く」などがあります。仕事をしながら、芸術活動やスポーツアスリートとして活動し、活躍している人もたくさんいます。
- 特別支援学校高等部では、一人一人の適性に合わせて、作業学習等に取り組み、産業現場等における実習を経て、就職を目指します。高等部の卒業生が就職した場合、特別支援学校の就労支援コーディネーターや進路指導主事が中心となり、卒業後3年間フォローアップをしています。その後、障害者就業支援キャリアセンター等の関係機関に支援を移行します。受け入れ側の企業等に対しては、保護者・本人とともに作成した「移行支援計画」などを通じて、学校での個別の支援や配慮事項の引き継ぎをしています。
- 通常の高等学校に入学した障害のある生徒たちは、学校のサポートを受けながら、保護者・本人が、それぞれ就職活動をしている現状があります。障害者就業支援キャリアセンターやハローワークへ相談に出向き、一般就労や障害者枠での就労を目指します。
- 就労や社会自立を目指すために、基本的なマナーや働く姿勢、コミュニケーション等の働くための力を身につけていきます。長く働き続けられるようになるためには、一人一人に応じたきめ細かい支援が必要です。
- 障害の重い生徒は、卒業後に、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設に通所をしたり、入所したりして生活しています。また、就労移行支援施設に通い、就労を目指してジョブコーチによる支援を受けている人もいます。

2 今後の方針

- (1) 障害者の就労に関わる諸機関と連携しながら、企業等へ障害者理解を深める取組を行い、障害者の雇用機会の拡大を図ります。
- (2) 障害者福祉に関わる諸機関と連携しながら、高等部卒業後の福祉的な支援やフォローアップの充実に努めます。
- (3) 高等学校と高等特別支援学校とが連携しながら、高校生の進路指導の充実に努めます。

3 具体的な取組

- 就労支援と障害者雇用の拡大 (1)
 - ・「千葉県特別支援学校就労支援ネットワーク協議会」「特別支援学校進路指導主事連絡協議会」との連携
 - ・障害者雇用率の未達成企業や地方公共団体等への働きかけ
- 保健福祉局高齢障害部との連携 (2)
 - ・高等部在籍生徒の実態把握、進路相談、情報提供
- 普通高校への情報提供 (3)
 - ・特別支援学校のもつ障害者就労のノウハウの提供
 - ・就労支援コーディネーター、進路指導主事、高等学校コーディネーター・進路担当者との協同

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 就労支援と障害者雇用の拡大	検討	検討			
○ 保健福祉局高齢障害部との連携	検討・実施				
○ 普通高校への情報提供		検討	検討		

第2節 「連携」に関する会議

1 現状と課題

○特別な支援を必要とする子どもに関わる関係機関等のネットワーク構築等に向けた定期的な協議の場として、平成27年11月に「千葉市特別支援連携会議」（以下「連携会議」）を設置しました。連携会議の所掌事務は、次の4点です。

- ①教育段階を中心とした各ライフステージにおける相談支援体制の構築に関すること
- ②各関係機関と幼保から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校、また就労での連携における課題への対応、改善に関すること
- ③困難事例への対応の在り方に関する協議、調整に関すること
- ④その他特別支援の連携推進に関し必要な事項

○教育委員会では、必要に応じて多くの会議を開催したり、参加したりしていますが、それぞれの会議が独立しており、情報を一元的に共有することがしにくい状況があります。そこで特別支援連携協議会の設置が望まれています。

2 今後の方針

- (1) 既存の会議を整理するとともに、児童相談所等の新たな連携先についても検討を行い、効果的な連携を図ります。県主催の会議については、県教育委員会と連携し必要に応じて参加するとともに、情報を共有していきます。
- (2) 幼児期から学齢期、成人期への円滑な移行のためのシステムの構築を図ります。

3 具体的な取組

○会議の整理（1）

- ・特別支援連携会議の「千葉市特別支援連携協議会」の設置
- ・各種の連携会議を統括する機能の検討

○移行支援システム構築のためのツール開発（2）

- ・特別支援に特化した「総合案内パンフレット」の作成とホームページへの掲載
- ・市内共通アセスメントシート(個別の教育支援計画)の作成と活用
- ・幼児期から学齢期への円滑な就学を図る連携サポートリストの作成と活用

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 会議の整理	実施				
○ 移行支援システム構築のためのツール開発	実施				

第3節 ライフステージに応じたネットワークづくり

1 現状と課題

- ライフステージに応じた支援や情報共有する会議は行われていますが、取りまとめている機関がないことが課題となっています。
- 医療とのつながりはケースごとに行っており、教育委員会として連携を図ることができていない現状があります。
- 各学校が、地域に根差して気軽に相談・支援を受けられるようなネットワークづくりが課題です。

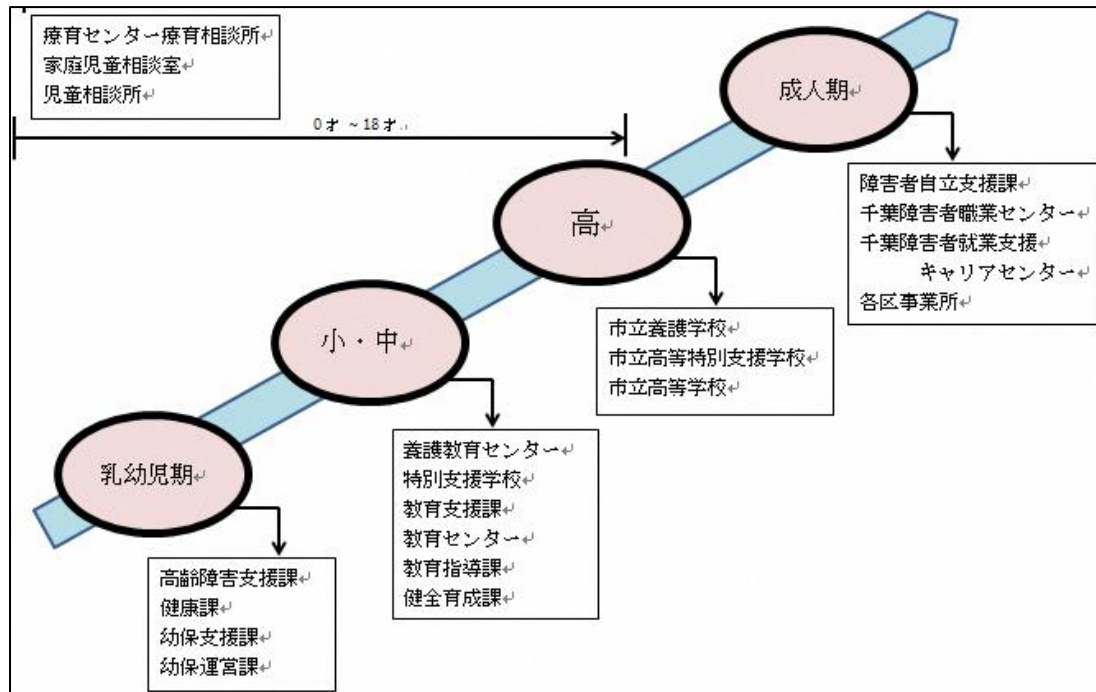
2 今後の方針

- (1) 特別支援連携協議会の設置を契機に、支援につながりを持てるようにしていきます。
- (2) 「特別支援連携協議会」に医療関係機関とのかかわりを検討します。
- (3) 「エリア方式」に基づき、地域で顔の見えるネットワークづくりを進めます。

3 具体的な取組

- つながりの強化 (1)、(3)
 - ・個別の支援計画、個別の教育支援計画、移行支援計画等の作成を推奨
 - ・作成された支援計画の各ライフステージでの周知と活用
 - ・次のライフステージへの引継ぎ方法の検討
 - ・エリア別の協議会の開催(例、コーディネーター研修、等)
- 医療機関との連携 (2)
 - ・関係部局、千葉市医師会等への働きかけ

【図 2-1 ライフステージに応じた支援機関】



4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ つながりの強化	実施	→			
○ 医療機関との連携		実施	→		

第 4 章

教職員の専門性と指導力

第 1 節 教職員の専門性と指導力

1 現状と課題

- これまでの取組の結果、特別支援教育への理解は浸透してきました。しかし、特別支援教育の推進をしていくためには、学校教育に関わる全ての教職員がより広く深い知識や技能をもつことが必要です。
- 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒に関する研修は、初任者研修、新任管理職研修等の悉皆研修や養護教育センターにおける希望制の専門研修があります。今後も、内容等を吟味しながら継続していく必要があります。
- 特別支援教育の経験年数が 3 年未満の特別支援学級及び通級指導教室の担当者は、毎年増加傾向にあり、担当者の専門性の担保・向上が課題の一つです。
- 特別支援教育コーディネーターは、毎年 50 名程度が入れ替わり、コーディネーターとしての経験を蓄積しながら専門性を高めることが難しい現状があります。

2 今後の方針

- (1) 「エリア方式」に基づき、各地域や校内での研修会を活発化し、教職員の専門性を高めます。
- (2) 階層別・対象別に必要な内容の研修が受けられるように、研修体制の充実を図ります。
- (3) 特別支援学級・通級指導教室の担当者の専門性の向上に努めます。
- (4) 特別支援教育コーディネーターが専門性を高められるような体制づくりを行います。

3 具体的な取組

- エリア方式に基づく専門性向上 (1)
 - ・エリアごとの学校での情報交換、合同授業や共同学習の実施
- 研修(P45 参照) (2)
 - ・計画的な階層別・対象別の研修の充実
 - ・校長・教頭を対象とした特別支援教育の理解を深める研修の実施
- 特別支援学級・通級指導担当者 (3)
 - ・特別支援教育の経験がある教員の配置(県との人事交流を含む)
 - ・初任者は複数配置の学級の担当とし、先輩教員から学べる配置
 - ・エリア内で新担当者を支えるネットワークづくり
 - ・連絡会、専門研修等の充実
- 特別支援教育コーディネーター (4)
 - ・コーディネーター研修、地域コーディネーター連絡会(仮称)
 - ・コーディネーターの区ごとの推進委員の設置
 - ・コーディネーター経験が蓄積できる指名の仕方の情報共有

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ エリア方式に基づく専門性向上	実施				
○ 研修	実施				
○ 特別支援学級・通級指導担当者	実施				
○ 特別支援教育コーディネーター	実施				

第2節 特別支援教育関連の教員採用と免許状取得

1 現状と課題

- 千葉県・千葉市では、平成28年度実施の教員採用選考から「特別支援教育枠の設置」を開始しました。「専門性が高く意欲のある人材の確保」と「指導力の高い教職員の育成」のために、採用方法を工夫したり、教員の異動・交流などの改善を図ったりする必要があります。
- 専門性の高い教育を推進するためには、特別支援教育に携わる教員の採用時に、特別支援教育の免許状を保有し、特別支援教育に意欲と情熱を持つ者を新規採用することが望ましいと考えます。
- 担当者の専門性を表す指標の一つである特別支援学校教諭免許状については、特別支援学校の教員では高い所持率を維持できていますが、特別支援学級担当者の所持率が低い現状があります。

2 今後の方針

- (1) 特別支援教育の専門性が高く意欲のある教員を採用・配置します。
- (2) 特別支援教育担当者の特別支援学校教諭免許状の取得率の向上を図ります。

3 具体的な取組

- 採用・配置 (1)
 - ・「特別支援教育」枠での採用の強化・拡大
 - ・採用後、特別支援学校、特別支援学級担任・通級指導教室担当への優先的配置
 - ・市立特別支援学校と特別支援学級、県立特別支援学校との人事交流の積極的実施
 - ・近隣の教員養成大学との連携による意欲を高める体験への協力(たまごプロジェクト等を利用した現場体験の充実、特別支援学校でのボランティア受け入れ、等)
- 免許所持率 (2)
 - ・県と共同した免許法認定講習の夏季休業期間中の開講
 - ・関係機関と連携し、より多くの教員が講習を受講できる体制作り
 - ・免許法認定講習の受講を促す管理職への積極的な働きかけの実施
 - ・免許取得までの進行管理及び免許状取得につながる取組

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 採用・配置	実施				
○ 免許所持率の向上	実施				

第 5 章

特別支援教育の周知と理解

第1節 教職員への周知と児童生徒への障害者理解教育

1 現状と課題

- 特別支援教育(インクルーシブ教育システム構築)の理解について各学校で研修等により毎年周知を図っています。
- 障害者差別解消法等の周知のため、リーフレットの配布や研修等を実施してきています。
- 小・中学校の交流及び共同学習の状況(平成29年度文部科学省調査)は、**55 資料 14**のとおりです。また、特別支援学校との交流や居住地校交流も各学校や対象の児童生徒の状況に応じて実施しています。
- 次期学習指導要領審議のまとめの報告には、「子供たちにどのような力を育むのかという教育目標を明確にし、それを広く社会と共有・連携していけるようにする」と示されています。インクルーシブ教育システム構築に向けた理解推進に関することも合わせて、地域の理解を深めていく必要があります。

2 今後の方針

- (1) 教職員には、インクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の理解推進を今後も図っていきます。
- (2) 子どもたちには、学校の教育活動を通して、全児童生徒に対する障害者理解教育を進めていきます。
- (3) 学校のみならず地域にも、特別支援教育の理解を広めていきます。

3 具体的な取組

- 教職員への理解と周知 (1)
 - ・「授業のユニバーサルデザイン」の考え方を取り入れた「わかる授業の実践」や「授業づくり・学級づくり」の研究・周知
 - ・法令改正時の伝達講習、その後の校内研修実施の確認
- 子どもたちへの障害者理解教育 (2)
 - ・「人権教育」「道徳」「総合的な学習の時間」等、通常の教育課程の中での障害者理解教育の実践の研究及びオリパラ教育に関連させた実践の周知
 - ・交流及び共同学習を通じた互いに尊重し合う心の育成
- 保護者や市民への啓発 (3)
 - ・学校評議員や学校支援地域本部事業の活用(見守りの強化、地域で見守る体制整備)
 - ・保護者会や就学説明会等での講演、講話等の企画・実施

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 教職員への理解と周知	実施				
○ 子ども達への障害者理解教育	実施				
○ 保護者や市民への啓発	実施				

第2節 交流及び共同学習

1 現状と課題

- 通常の学級と特別支援学級との交流及び共同学習
 - ・行事や技能教科を中心に各学校で積極的に取り組んでいます。少人数の特別支援学級が増え、通常の学級での授業に参加する機会も多くなっています。また、中学校では部活動に参加している生徒もいます。
- 特別支援学級同士の交流
 - ・小中学校共に地域ごとに活動を計画して進めています。げんきキャンプやげんき交流会といった本市全域の特別支援学級が交流する行事も伝統的に継続しています。
- 市立特別支援学校の交流及び共同学習
 - ・各学校の実情に即して継続的に進めています。
- 居住地校交流
 - ・県立特別支援学校の児童生徒を本市の小中学校が受け入れる交流では、本人・保護者の希望に基づき実施しています。同様に市立特別支援学校も、本人・保護者の希望に基づき直接児童生徒の居住する学校へ依頼し、実施しています。
- 各学校は、居住地校交流に関する実施要項等を作成して取り組んでいます。居住地校交流実施に当たっては、準備や打ち合わせの時間の確保、付添等の安全面の配慮、活動内容等の課題があがっています。

2 今後の方針

- (1) 特別支援学級の設置率が高まった利点を生かして、特別支援学級を基点として、様々な交流及び共同学習を積極的に進めます。特別支援学校の交流及び共同学習も含め、障害のある子どもと障害のない子どもとの相互理解を深め、多様性を尊重する心を育てる教育を推進します。
- (2) 居住地校交流の充実を通して、地域で共に暮らす障害のある人への関心を広め、学校卒業後も障害のある人が豊かで安心した地域生活が送れるよう支援します。

3 具体的な取組

- 交流及び共同学習全体 (1)
 - ・ガイドラインやマニュアル(実施要項)の作成と配布
 - ・教育課程上の位置づけの明確化
 - ・異校種間交流の検討・実施の促進
 - ・スポーツによる交流及び共同学習の実施(例、ボッチャ、Tスロー等)
- 居住地校交流 (2)
 - ・実践事例集の作成と配布
 - ・学区に居住する特別支援学校在籍児・保護者との連携(例、学校行事の案内配布等)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 交流及び共同学習全体	実施				
○ 居住地校交流	実施				

第3節 基礎的環境整備と合理的配慮

1 現状と課題

- 基礎的環境整備の一つである人材については、平成29年5月現在、緊急な対応が必要な児童生徒に35名の特別支援教育指導員を配置しています。また、小学校において常時介助が必要な児童に特別支援教育介助員を5名、医療的ケアが必要な児童に看護師を4名派遣しています。特別支援教育指導員・特別支援教育介助員は、必要とされる児童生徒数に対して不足している現状があります。（第6章 養護教育センターの機能 第5節「特別支援教育に関する人的配置」参照）
- 基礎的環境整備と合理的配慮の提供については、各学校の校内研修等を実施していますが、管理職を含め教職員にさらに周知を図っていくことが課題です。
- 人的配置や施設・設備等の基礎的環境整備については、本人、保護者の要望を受け、学校と連絡を取り合いながら進めています。
- 養護教育センターより「合理的配慮に基づく『個別の支援計画作成』（平成27年度）」「合理的配慮を効果的に進める個別の教育支援計画(2)」（平成28年度）が作成配布されていますが、活用と実践等は今後の課題です。
- ユニバーサルデザインの考え方や合理的配慮の視点を取り入れた学習指導の工夫をテーマに平成28年度千葉市研究指定校2校が研究を進めてきました。合理的配慮では、単に教室にいるのではなく、授業に参加し内容がわかるための配慮が求められます。先進校の実践に学んでいく必要があります。

2 今後の方針

- (1) 基礎的環境整備を今後も図っていきます。
- (2) 必要かつ合理的な配慮の提供を図っていきます。

3 具体的な取組

- 基礎的環境整備（1）（人材については、「第6章 第5節」を参照）
 - ・管理職研修による周知の継続
 - ・ユニバーサルデザインの考え方を基にした「わかる授業づくり」の推進
 - ・合意形成・調整の仕方に関する研修
 - ・学校からの整備の要請の手続きの明確化
 - ・NPO、ボランティア等による学校への支援体制の強化
- 合理的配慮（2）
 - ・各学校における教職員への周知の継続・徹底
 - ・合理的配慮に関する資料の収集と必要に応じた情報提供
 - ・学校に要望された合理的配慮に関して相談・協議する体制づくり
 - ・定期試験等において合理的配慮を実施した場合の、評価(成績)等の検討
 - ・各学校における保護者への周知の促進と合意形成の実施

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 基礎的環境整備	実施				
○ 合理的配慮	実施				

第 6 章

養護教育センターの機能

第 1 節 就学相談（再掲）

1 現状と課題

- 就学相談の多くは、養護教育センターが担っています。平成 28 年度は養護教育センターの総相談件数のうち、およそ 1 / 4 が就学相談でした。
- 特別支援学級と特別支援学校への就学者数は、平成 24 年度から現在まではほぼ横這いです。しかし、就学への不安を感じ相談の場を求める保護者は増加し、年々就学相談のニーズが高まっています。
- 平成 29 年度より、次年度就学予定の保護者を対象とし、居住区ごとに 3 日間、特別な支援や配慮が必要な子どもの就学説明会を実施しました。教育委員会教育支援課、養護教育センター、関係諸機関、各種特別支援学校のコーディネーターが参加し、就学に関する正しい情報を伝えました。しかし、他市の幼稚園・保育所等に通っている子どもや病院等に入院をしている子どもの保護者への周知が徹底できず課題として残りました。

2 今後の方針

- (1) 就学相談の充実のために、相談機関の連携と相談システムの整備を図ります。
- (2) 幼稚園・保育所等から情報提供する仕組みを整え、関係機関が連携を密にし、障害のある子どもたちの早期相談や支援、就学後の教育相談を可能にします。また、医療機関や福祉・保健機関と連携して地域に根差した支援を可能にします。

3 具体的な取組

- 地区ごと一斉の就学説明会を実施（1）、（2）
 - ・市政だよりやホームページ等の活用による開催の周知
 - ・医療機関等への説明
- 関係機関との連携（1）、（2）
 - ・幼稚園・保育所等、就学前施設・小学校・特別支援学校・子どもルーム・放課後等デイサービス・医療機関・保健・福祉機関
- 就学に関する情報の共有化（2）
 - ・個別の教育支援計画、個別の指導計画

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 地区ごと一斉の就学説明会を実施	実施				
○ 関係機関との連携	実施				
○ 就学に関する情報の共有化	実施				

第2節 教育相談（再掲）

1 現状と課題

- 養護教育センターでは、来所相談申し込み件数が年々増加しています。そのため、初回の来所相談までの待ち日数が増えている現状があります。
- 主な相談内容は、小学校入学後の不安、友人との関わりや集団適応への不安、学習全般や特定教科が難しい等の学習への不安です。遊びや面接、心理検査などを通して個々の実態を把握し、問題を整理し、解決方法を考え、保護者や子ども、学校現場等にそれぞれ助言しています。
- 発達障害の相談等の対応としては、LD等通級指導への通級を勧めたり、特別支援教育指導員配置につなげたりしています。
- 言葉の指導に関する相談が増加しており、専門的な立場からの指導助言も必要となっています。
- 小中学校には、特別支援教育コーディネーターが校務分掌に位置づけられています。校内支援体制の構築という点でとても大切な役割ですが、現実的には特別支援学級担任、養護教諭や教務主任が兼務している学校も多く、全体を見渡してコーディネートすることが難しい学校もあります。
- 経験年数3年未満の特別支援教育コーディネーターが、平成28年度校長会調査では、63%を占めていました。特別支援教育の経験が少ないため校内支援体制を構築していくという面では難しい状況があります。

2 今後の方針

- (1) 学校のニーズに対応するために特別支援教育指導員の増員やそれを統括する養護教育センターの指導主事、学校訪問相談員の増員を要望し、学校のニーズに的確に応えられるようにしていきます。
- (2) 各学校における特別支援教育コーディネーターを中心とした教育相談機能の充実を図ります。また、関係機関と連携し、校内の特別な支援を必要とする児童生徒に対する組織的で適切な対応ができるようにします。
- (3) 言語聴覚士（ST）を配置し、専門的な立場から相談の方向性を示します。
- (4) 「エリア方式」に基づく地域での相談体制の構築を進めます。

3 具体的な取組

- 学校のニーズを的確に理解するための「情報提供シート」の活用と促進（1）
- 校内支援体制の構築に向けての取組（2）
 - ・特別支援学校のコーディネーターと該当校の特別支援教育コーディネーターの連携
- 言語聴覚士（ST）の配置検討（3）
- 地域での相談体制（4）
 - ・エリアごとの相談の試行、養護教育センターとの連携（役割分担）

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○「情報提供シート」の活用と促進	検討	実施			
○ 校内支援体制の構築に向けての取組	実施				
○ 言語聴覚士（ST）の配置検討	検討	検討			
○ 地域での相談体制	検討	実施			

第3節 教職員研修

1 現状と課題

- 平成 29 度の特別支援学級等の設置率は、小・中学校合わせて 78.9%です。各学校の特別支援教育の理解は進んできていますが、近年の特別支援学級の急増に、指導者の確保や育成が課題となっています。
- 各学校では、個々の教員の指導力向上だけではなく、管理職や特別支援教育コーディネーターなどの力量の向上も必要です。管理職向けにはそれぞれ新任管理職研修で特別支援教育の研修があります。また、初任研・5年経験者研修・10年経験者研修などの悉皆研修に養護教育センターの所員が講師となって研修を行っています。
- 基本研修として、新任特別支援教育担当教員研修と新任特別支援教育コーディネーター研修を実施し、新しく特別支援教育に携わる担当者の資質向上を図っています。新任担当教員研修では、初年度のみならず、継続して受講できる研修体制が必要です。またコーディネーターも毎年50名程度が新しく任命される状況にあり、研修で学んだことを継続して生かす体制づくりが必要です。
- 専門研修として、主に夏季休暇中に、特別支援教育の実践に役立つ研修を平成 29 年度は 32 講座開講しました。受講率は小学校 30.7%、中学校 18.4%、全体で 26.3%でした。3年前は全体で 17.5%のため、受講率は高まっています。さらに、実践力を高める研修や対象別、階層別に研修を設定する必要があります。

2 今後の方針

- (1) 全ての教職員が特別支援教育、とりわけ発達障害に関する一定の知識・技能を身に付ける必要があると考え、研修の充実に努めます。
- (2) 特別支援教育の視点から、「わかる授業づくり」を進める研修の充実に努めます。
- (3) 新しく特別支援教育の担当になった教員への継続的な研修を進めます。
- (4) 通級指導教室や特別支援学級、特別支援学校教員対象の研修の充実に努めます。
- (5) 対象別、階層別など組織的・体系的な研修システムを構築します。
- (6) エリア内で連携・協力しながら研修を実施します。
- (7) 教職員だけでなく広く一般市民に向けた特別支援教育の理解を深める研修講座の充実に努めます。

3 具体的な取組

- 通常の学級担任の必要性に応えた研修会 (1)(2)
 - ・授業のユニバーサルデザイン、通常の学級に在籍する発達障害のある子への具体的な支援や保護者との連携についての研修など
- 特別支援学級・特別支援学校担当者への継続的な研修(3)(4)
 - ・2・3年目担当者のリレー研修、中学校特別支援学級担任研修、内容(進路、性教育など)
- 対象別：管理職、担任、特別支援教育コーディネーターなど。(5)
- 推進委員会を中心とした研修の企画・提案・実施 (6)
- 現在開講している一般市民向け講座(公開講座と講演会各1回)の内容の充実 (7)

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 通常の学級担任に魅力的な研修	実施				
○ 特別支援学級・学校担当者への継続的な研修	実施				
○ 対象別、階層別など	実施				
○ 推進委員会を中心とした研修の企画・提案・実施	実施				
○ 一般市民向け講座の内容の充実	実施				

第4節 教育研究

1 現状と課題

- 養護教育センターでは、千葉市の特別支援教育における課題を明らかにするため、特別支援教育に関する基礎的専門的な調査研究を行い、その成果を普及してきました。
- 研究協力委員と養護教育センター所員で調査研究会議を組織し、研究を進めています。
- 研究成果の周知に関して、十分に活用されていない現状があります。
- 今後、特別支援教育を推進するためには、各種マニュアルやツールの開発・普及を専門家の協力の下に進めていくことが求められています。

2 今後の方針

- (1) 特別支援教育の今日的課題に関する調査研究を進め、成果をわかりやすく周知します。
- (2) 特別支援教育推進に必要な様々なツールを開発し活用を促します。
- (3) 特別支援教育に関わる大学・学部と連携し研究を推進します。

3 具体的な取組

<研究テーマ> (1)

- 通常の小中学校
 - ・交流及び共同学習、居住地校交流、個別の教育支援計画・個別の指導計画の活用、小中連携(引継ぎ)
- LD等通級指導教室
 - ・ICT機器(タブレット端末)の活用(H29年度研究)、高等学校での開設に向けて
- 特別支援学級(小中学校)
 - ・自閉症・情緒障害特別支援学級の教育課程、新学習指導要領への対応、自立活動
- 特別支援学校
 - ・第二養護学校：居住地校交流の実施
 - ・養護学校・高等特別支援学校：生徒指導、性教育、思春期対応
- その他
 - ・エリア別研修の機能化、就学支援に関わる諸課題(相談、フォローの在り方など)

<ツール開発> (2)

- 各種マニュアル
 - ・リソースルーム活用実践事例集、LD等通級指導教室運営指導マニュアル、居住地校交流実施マニュアル・事例集、ユニバーサルデザイン「わかる授業」実践集、など
- 様式など
 - ・個別の教育支援計画(幼保版)、情報提供シート(学齢版)、就学指導委員会上程資料様式(改訂版)
- リーフレットの作成
 - ・居住地校交流リーフレット、地域連携リーフレット

<協力大学> (3)

- ・千葉工業大学、淑徳大学、千葉大学、など

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
○ 研究テーマ	ICT				
○ ツール開発	検討	実施			
○ 協力大学	実施				

第 5 節 特別支援教育に関する人的配置

1 現状と課題

子どもの様々な教育的ニーズに的確に応えていくためには、スクールカウンセラー(SC)、スクールソーシャルワーカー(SSW)など専門家の活用や人的配置の拡充が必要です。本市では、現在以下のような人的配置を行っています。

- 「特別支援教育指導員」の配置(平成 29 年度 35 人)。平成 16 年度より通常の学級に在籍する著しく適応困難で緊急に対応が必要な児童生徒のいる学校に対して、一定期間特別支援教育指導員を派遣して校内支援体制づくりを支援しています。指導員による子どもへの支援、養護教育センターでの保護者への教育相談、学校訪問による校内支援体制づくりへの助言等、多面的に対象児童生徒の通常の学級での適応を支援しています。
- 「学校訪問相談員」の派遣(平成 29 年度 4 人)。平成 16 年度より特別支援教育指導員配置校を中心に発達障害の可能性のある児童生徒への指導内容についての指導、また管理職に校内支援体制づくりについての助言を行っています。また、特別支援学級の担任への指導や校内研修会の講師など、幅広く特別支援教育について指導助言をしています。
- 「特別支援教育介助員」の配置(平成 29 年度 5 人)。平成 27 年度から、特別支援学級や通常の学級に在籍する常時介助の必要な児童に、特別支援教育介助員を配置しています。
- 「スクールメディカルサポーター(看護師)」の派遣(平成 29 年度 4 人)。平成 28 年度から、通常の学級又は特別支援学級に在籍する医療的ケアを必要とする児童に対して医療的ケアを行うスクールメディカルサポーター(看護師)を派遣しています。

2 今後の方針

- (1) 一つの教室に様々な教育的ニーズをもつ子どもたちが増えたため、適切な指導や個別の支援のための人的配置を充実させ校内支援体制を整備します。
- (2) 養護教育センターの職員体制を検討します。

3 具体的な取組

- 特別支援教育指導員の増員 (1)
 - ・再配置、継続配置などの必要に対応
- 学校訪問相談員の増員(1)
 - ・特別支援学級へ支援の拡充、巡回による校内体制整備の充実
- 特別支援教育介助員の増員 (1)
 - ・児童の自立への援助、教職員の負担軽減
- メディカルサポート事業の整備 (1)
 - ・指導医、配置検討委員会の整備 福祉・医療との連携強化
- 養護教育センターの組織体制整備(2)
 - ・センターの組織体制の見直しの中で検討

4 具体的な取組の目安

具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
① 特別支援教育指導員の配置	実施				
② 学校訪問相談員の派遣	実施				
③ 特別支援教育介助員の配置	実施				
④ メディカルサポート事業の整備	実施・調査				
⑤ 養護教育センターの整備	検討	検討			

千葉市特別支援教育推進基本計画 進行管理票

		具体的な取組	H30	H31	H32	H33	H34
就学相談・教育相談の充実	就学相談	○ 就学に関する情報の共有化	実施				
		○ 関係機関との連携	実施				
		○ 就学説明会の開催	実施				
	教育相談	○ 教育相談に係る連携会議の開催	実施				
		○ 支援に必要な情報を書き込めるファイルの作成	実施				
		○ 適切な引継ぎの実施	実施				
	就学指導委員会	○ 就学指導委員会の名称変更	検討	条例変更	実施		
		○ 就学（入級）後の指導・助言の拡充	実施				
		○ 関係機関での本人に係る資料の円滑な提供システム	実施				
		○ 特別支援学級担任への進路に関する情報提供	実施				
多様な学びの場の充実	中学校	○ 特別支援教育コーディネーター専任化	検討	検討	検討		
		○ 個別の指導計画と個別の教育支援計画	実施				
		○ 特別支援教育関係の研修の充実	実施				
		○ 校内支援体制を支えるための人的支援の充実	検討	検討			
		○ リソースルームの設置	検討	検討	検討		
	高等学校	○ 高等学校における校内支援体制整備	実施				
		○ 研修	実施				
		○ 通級指導教室	稲毛開設	千葉開設			
		○ 進路指導	検討	実施			
	通級	○ 巡回による指導	モデル事業				実施
		○ 研修・研究・ツール開発（運営・指導マニュアル等）の	検討	作成			
		○ ICT教育（タブレット等）	実施				
		○ 教材・教具や設備・備品の配備	実施				
	言語聴覚	○ 研修	実施				
		○ 言語・難聴に関する専門職の配置		検討	検討		
		○ 就学児前のことばの相談支援と引継ぎ	実施				
		○ 他市における巡回による指導例についての情報収集		実施			
		○ 難聴児童生徒のサポート体制	実施				
	特学	○ 特別支援学級の設置	実施				
		○ 多様な教育課程	実施				
		○ 「連続性のある学びの場」を活用した教育	実施				
	特支援校	○ 施設・設備の老朽化対策	検討	検討			
		○ 就労・移行支援、進路についての課題の共有	実施				
		○ センターの機能	実施				
一貫した支援とネットワークづくり	就労福祉	○ 就労支援と障害者雇用の拡大	検討	検討			
		○ 保健福祉局高齢障害部との連携	検討・実施				
		○ 普通高校への情報提供		検討	検討		
	連携	○ 会議の整理	実施				
		○ 移行支援システム構築のためのツール開発	実施				
	ライフ	○ つながりの強化	実施				
		○ 医療機関との連携		実施			
教職員の専門性の向上	専門性	○ エリア方式に基づく専門性向上	実施				
		○ 研修	実施				
		○ 特別支援学級・通級指導担当者	実施				
		○ 特別支援教育コーディネーター	実施				
	採用	○ 採用・配置	実施				
		○ 免許所持率の向上	実施				
周知と理解教育の推進	周知	○ 教職員への理解と周知	実施				
		○ 子ども達への障害者理解教育	実施				
		○ 保護者や市民への啓発	実施				
	交流	○ 交流及び共同学習全体	実施				
		○ 居住地校交流	実施				
	整備	○ 基礎的環境整備	実施				
		○ 合理的配慮	実施				

第Ⅱ部 各論

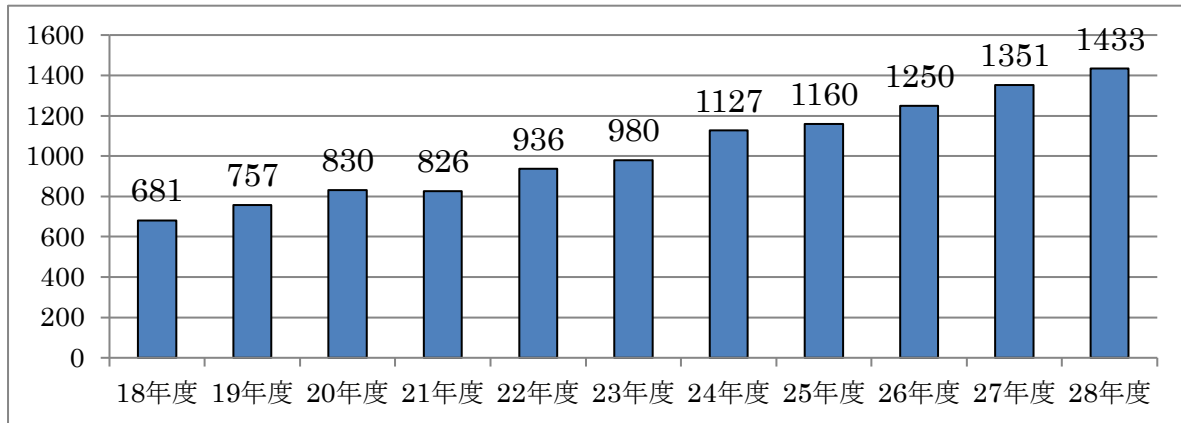
養護教育センターの機能	就学相談	○ 地区ごと一斉の就学説明会を実施	実施					
		○ 関係機関との連携	実施					
		○ 就学に関する情報の共有化	実施					
	教育相談	○ 「情報提供シート」の活用と促進	検討	実施				
		○ 校内支援体制の構築に向けての取組	実施					
		○ 言語聴覚士（ST）の配置検討	検討	検討				
		○ 地域での相談体制	検討					
	研修	○ 通常の学級担任に魅力的な研修	実施					
		○ 特別支援学級・学校担当者への継続的な研修	実施					
		○ 対象別、階層別など	実施					
		○ エリア別の企画・提案・実施	実施					
		○ 一般市民向け講座の内容の充実	実施					
	研究	○ 研究テーマ	ICT					
		○ ツール開発	検討	実施				
		○ 協力大学	実施					
	人的配置	○ 特別支援教育指導員の配置	実施					
		○ 学校訪問相談員の派遣	実施					
		○ 特別支援教育介助員の配置	実施					
		○ メディカルサポート事業の整備	実施・調査					
		○ 養護教育センターの整備	検討	検討				

關係資料

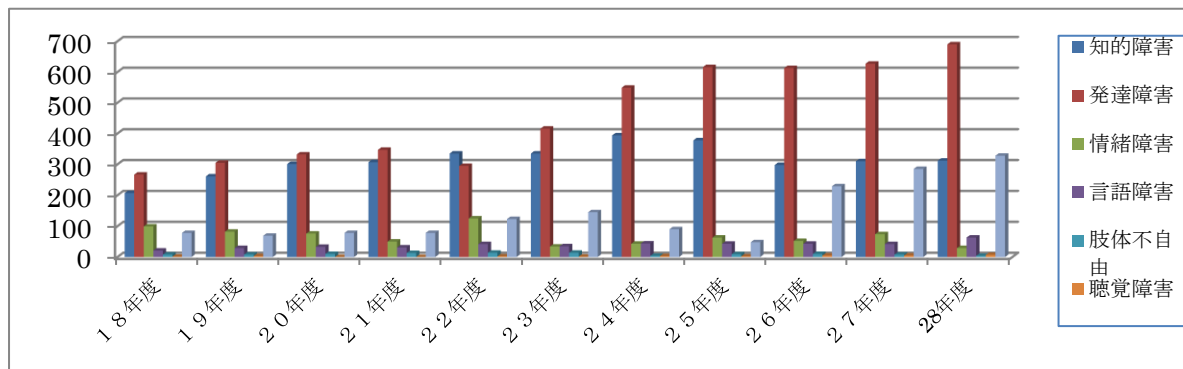
【関係資料】

I 統計資料、各種データ

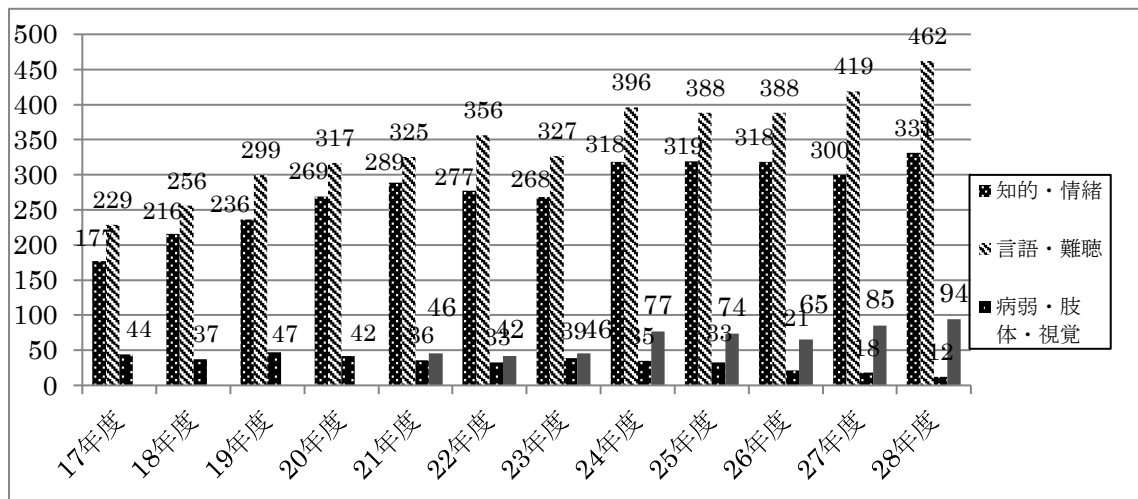
資料 1 養護教育センター 来所相談受理



資料 2 障害種別 受理件



資料 3 就学指導委員会審議件数



【関係資料】

資料 4 就学指導委員会開催予定（平成 30 年度）

	5/11(金)13:30～: 全体会 養護教育センター														
回	知的、自閉症・情緒部門 13:30～			言語・聴覚部門 9:00～			病虚弱部門 15:00～			肢体不自由・視覚障害部門 13:30～			LD等部門 13:30～		
1	5月11日 14:30～	金	養護教育センター	5月11日 14:30～	金	養護教育センター	6月27日	水	養護教育センター	10月4日	木	養護教育センター	6月15日	金	養護教育センター
2	7月6日	金		6月7日	木		11月7日	水		11月15日 視覚障害はこの 回のみ実施	木		8月31日	金	
3	9月28日	金		7月5日	木		2月6日	水		1月10日	木		10月12日	金	
4	11月2日	金		9月13日	木								12月7日	金	
5	11月30日	金		10月11日	木								2月8日	金	
6	2月1日	金		12月13日	木										
7				2月14日	木										

資料 5 特別支援教育コーディネーターに指名されている人の役職（平成 29 年度）

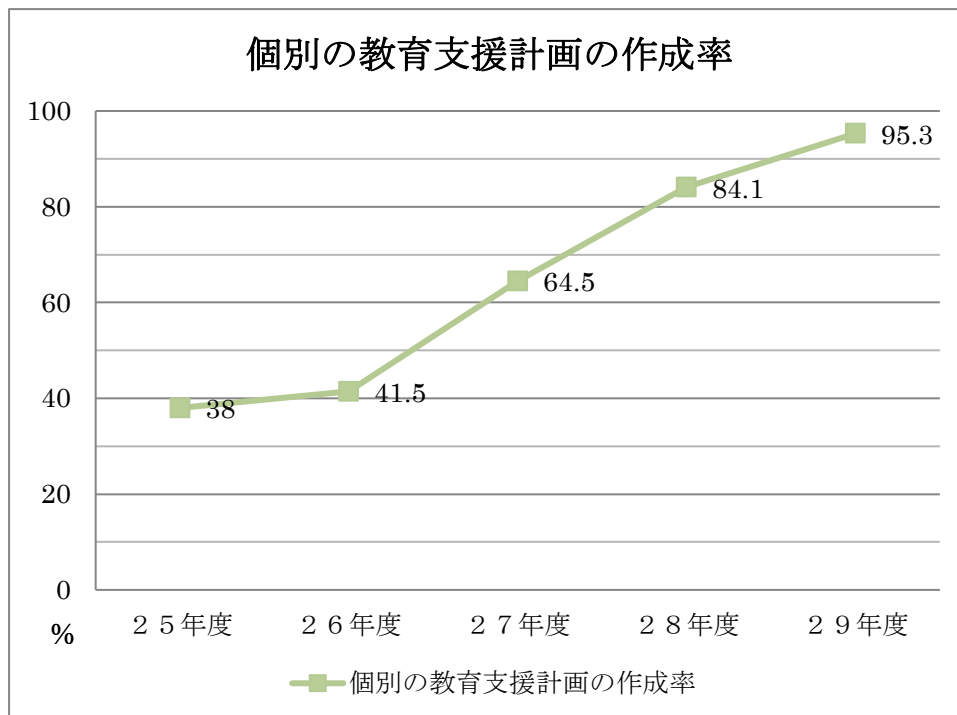
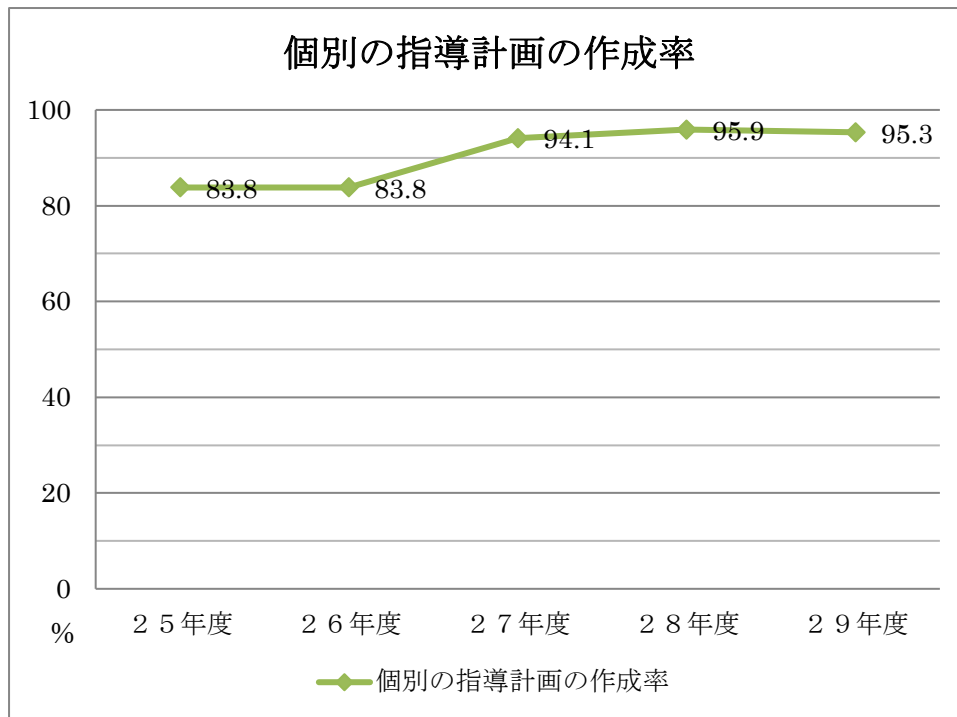
平成 29 年 10 月調査（文科省）

小学校	
教頭、副校長	0
養護教諭	9
通常学級担任	24
通級による指導担当	10
特別支援学級担任	58
主幹教諭	2
通常学級の副担任	0
学級担任ではない学年主任／生徒指導主事／進路指導主事	13
その他	21

中学校	
教頭、副校長	0
養護教諭	6
通常学級担任	15
通級による指導担当	3
特別支援学級担任	15
主幹教諭	0
通常学級の副担任	12
学級担任ではない学年主任／生徒指導主事／進路指導主事	6
その他	2

【関係資料】

資料 6 個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成率の推移

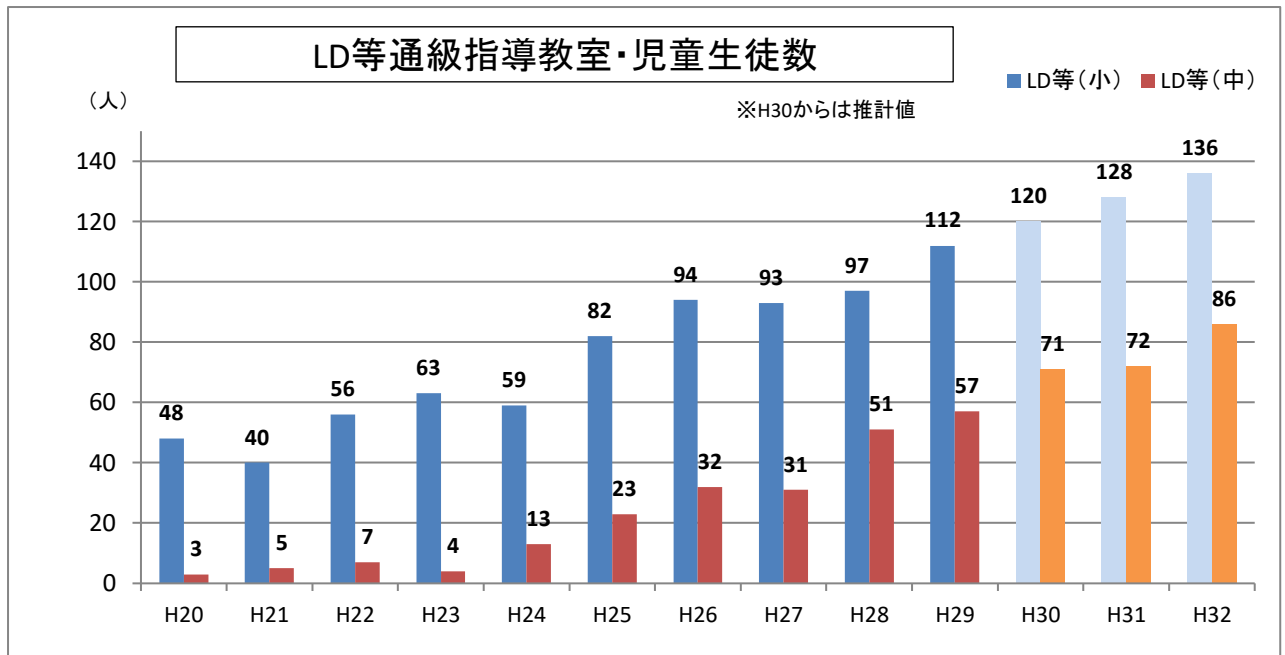


【関係資料】

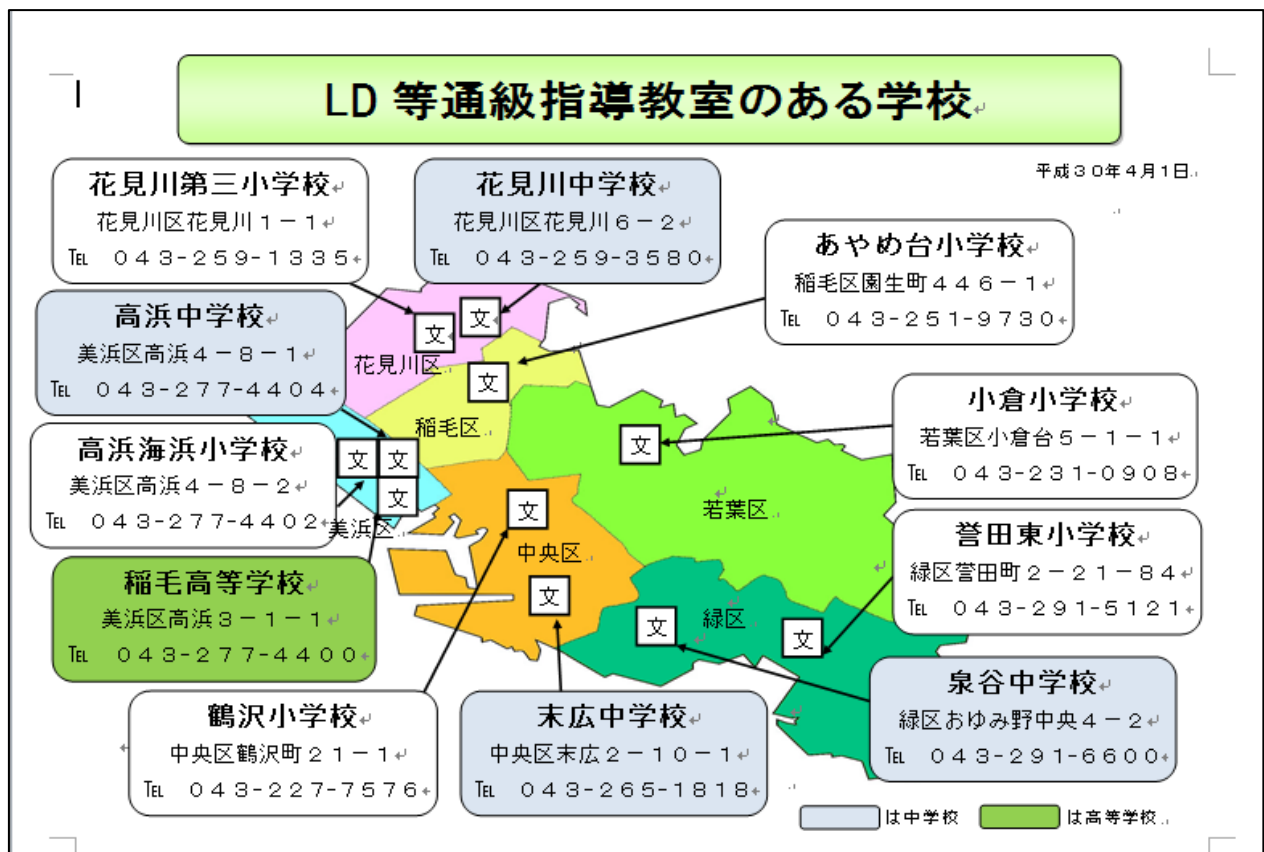
資料 7 養護教育センターの研修（平成 29 年度）

研修の構成		講座名	講座数	日数	受講対象
基本研修		特別支援教育新任担当教員研修 新任特別支援教育コーディネーター研修	4 1	3.5 3	特別支援学級新担任 小・中・特別支援学校教員
専門研修	特別な教育的ニーズへの対応 (主に通常の学級に在籍する児童・生徒への支援)	発達障害 基礎講座（初級）	1	0.5	小・中・特別支援学校教員
		発達障害 基礎講座（中級）	1	0.5	
		子どもの特性に配慮した学習・生活支援（小学校編）	1	0.5	
		子どもの特性に配慮した学習・生活支援（中学校編）	1	0.5	
		読み書きが困難な子への指導	1	0.5	
		学級経営のユニバーサルデザイン	1	0.5	
		授業のユニバーサルデザイン	1	0.5	
		今、知っておきたい特別支援教育～インクルーシブ教育と合理的配慮～	1	0.5	
		医師から学ぶ発達障害の理解と対応のコツ	1	0.5	
		子どもの「困った」に対する理解と支援 ～指導員配置を通して～	1	0.5	
		支援が必要な子どもをつつむ学級集団づくり	1	1	
		気になる子どもと保護者を支える教育相談	1	1	
		学級で生かせる手あそびうた～歌って遊んで心ふれあう～	1	1	
		学級で生かせる体育の指導 ～体ほぐし、心ほぐし～	1	1	
		特別支援教育コーディネーター実践講座	1	2.5	
	学習等の指導の充実 (特別支援学級等における学習指導)	学級で生かせることばの指導 ことばやきこえの指導（基礎）	1	1	小・中・特別支援学校教員
		ことばやきこえの指導（ことば）	1	0.5	
		ことばやきこえの指導（きこえ）	1	0.5	
		どの子ども楽しく学べる国語・算数	1	1	
		どの子ども楽しく学べる音楽の実践	1	0.5	
		どの子ども楽しく学べる図画工作	1	0.5	
		特別支援学級の学級経営	1	0.5	
		よりよく生きる力を伸ばす自立活動	1	1	
		生徒が意欲的に取り組む作業学習	1	1	
		特別支援学級の教育課程	1	0.5	
	心理検査法の習得と活用（児童生徒のアセスメント）	心理検査法基礎講座（主な検査法の概要）	1	1	小・中・特別支援学校教員
		心理検査法・田中ビネー V（初級・演習）	1	1	
		心理検査法・WISC-IV（初級）	1	1	
		心理検査法・WISC-IV（中級：解釈と活用）	1	1	
		心理検査法・WISC-III（初級・演習）	1	1	
	特別支援教育の理解・推進	特別支援教育講演会	1	0.5	幼・保・小・中・特別支援学校 教員・一般市民
		特別支援教育公開講座	1	0.5	

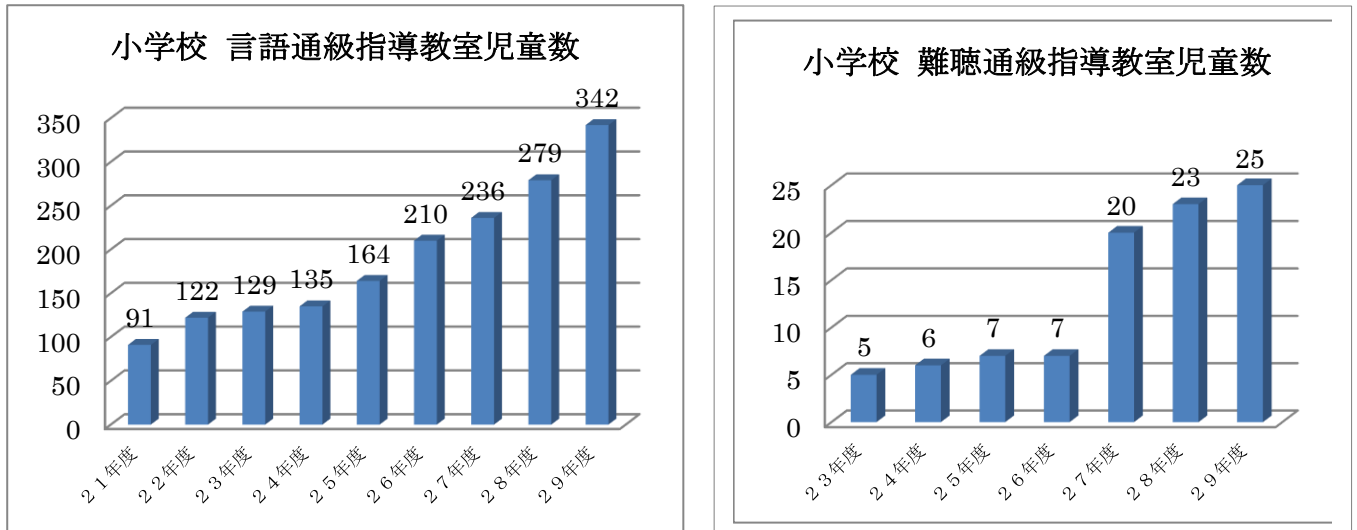
資料 8 LD 等通級指導教室生徒数の推移 (平成 29 年 5 月 1 日現在)



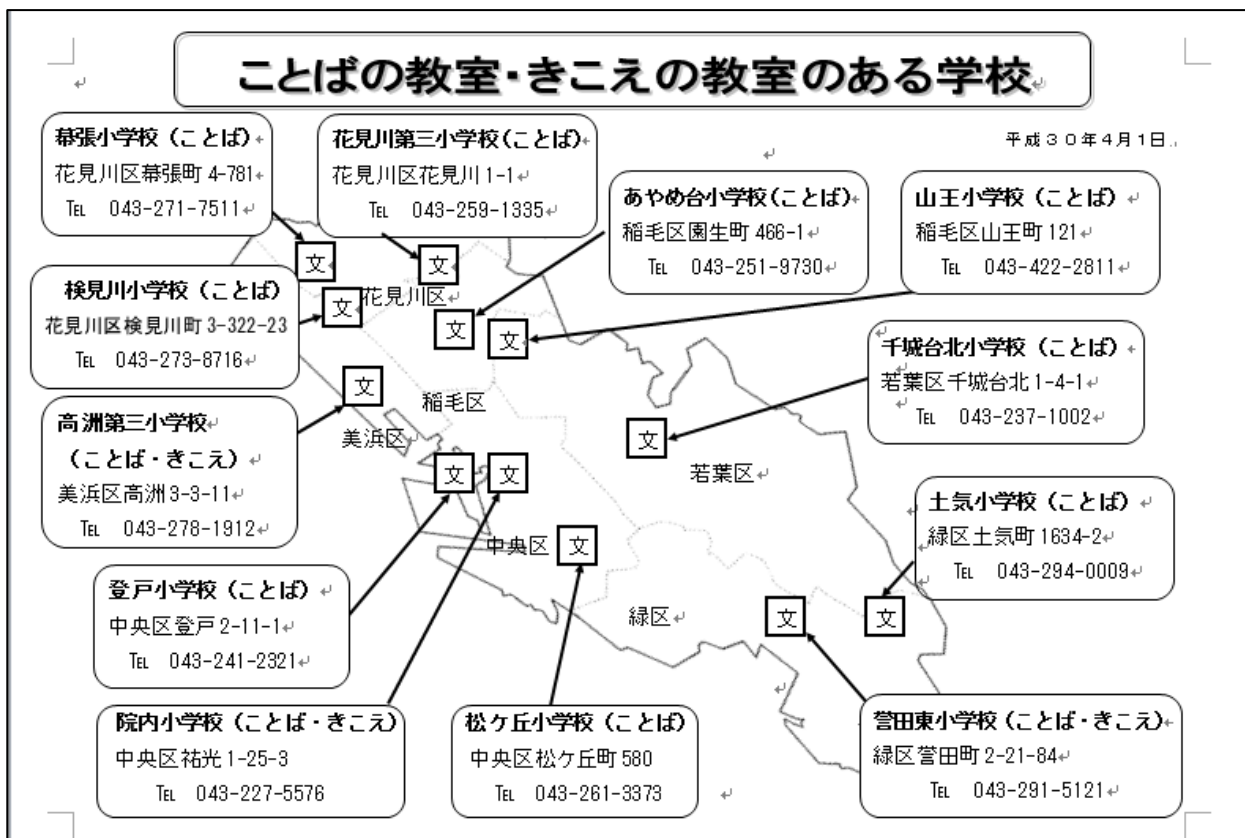
資料 9 LD 等通級指導教室の設置状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)



資料 10 言語・難聴通級指導教室の児童数の推移 (平成 29 年 5 月 1 日現在)

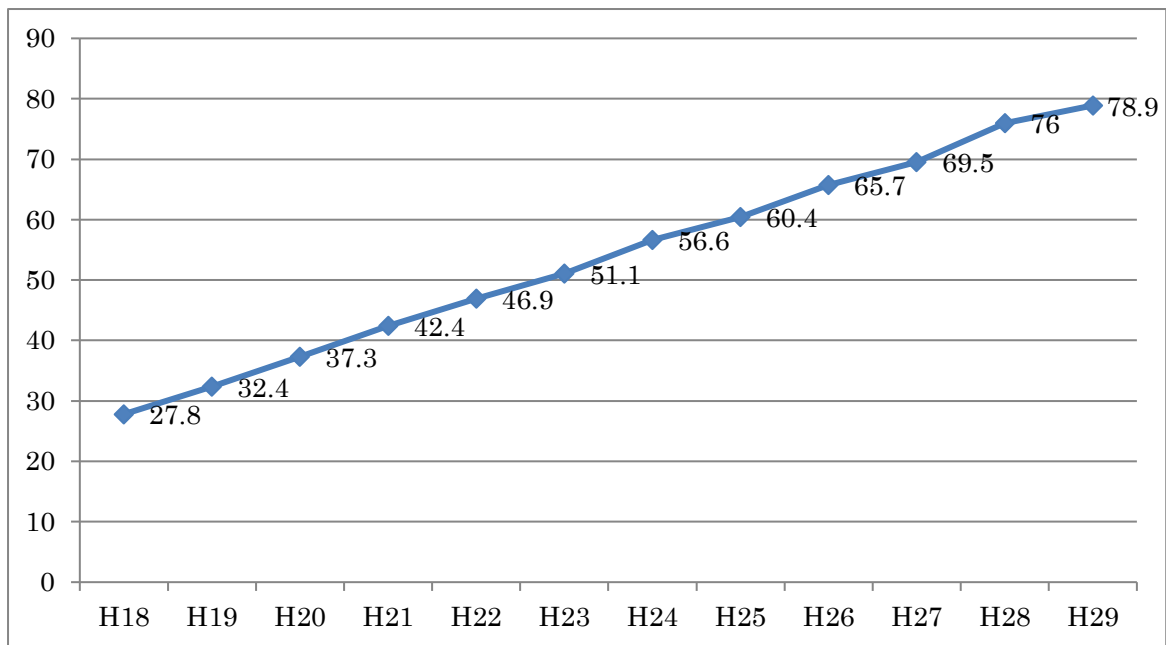


資料 11 言語・難聴通級指導教室の設置状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

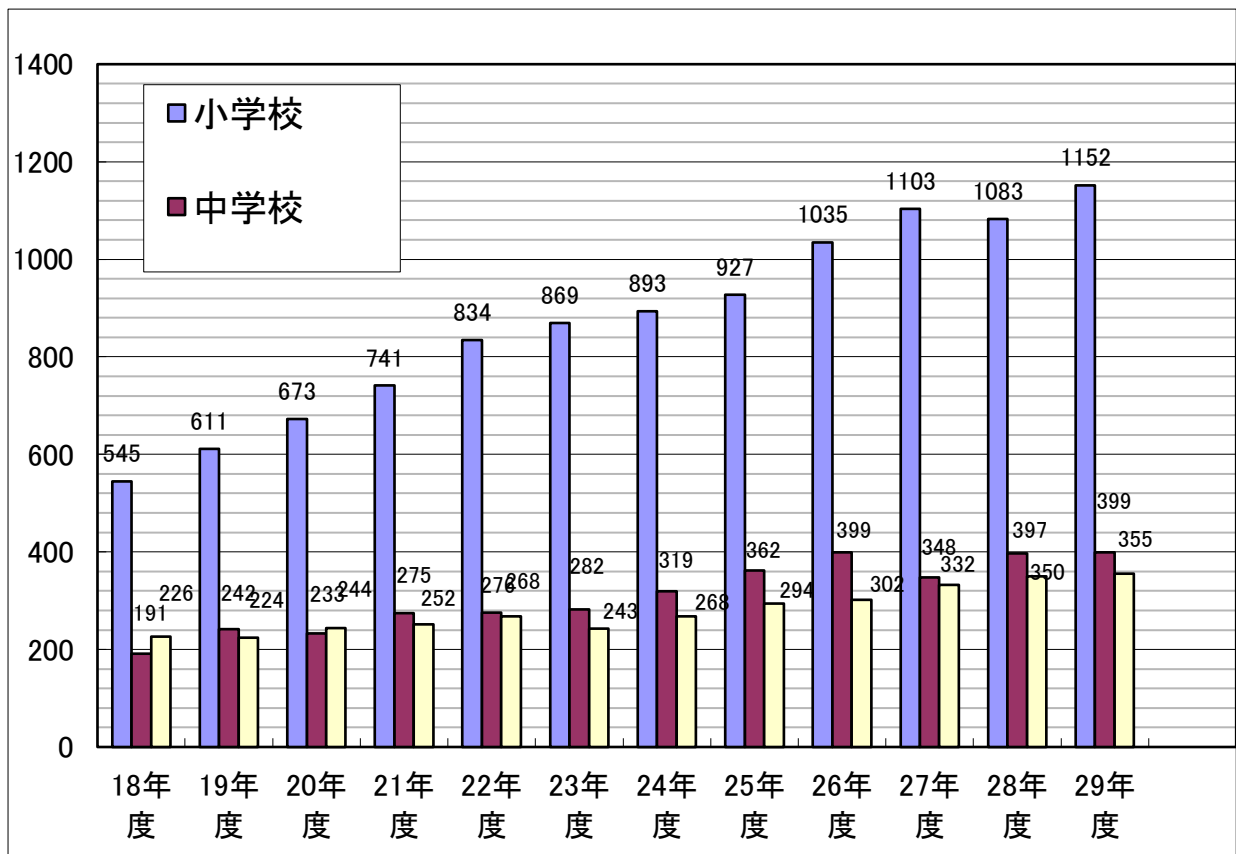


【関係資料】

資料 12 特別支援学級等の設置率 （平成 29 年 4 月 1 日現在）



資料 13 過去 10 年間の特別支援学級等の在籍児童生徒数（通級指導教室も含む）



【関係資料】

資料 14 市立特別支援学校の進路状況

進路中区分	進路小区分	平成 27 年度		平成 28 年度	
		養護学校高等部	高等特別支援学校	養護学校高等部	高等特別支援学校
就 職	就職	11	20	9	13
	自営業				
	職親委託				
進 学	大学・短期大学				
	盲・聾専攻科				
各 種 等	障害者高等技術専門	1	1		
	職業能力開発校				
	各種専修学校				
家 庭	家業の手伝い				
	在家庭	1		3	
	入院継続				
障害福祉サービス	療養介護				
	生活介護	11		14	
	短期入所				
	就労移行支援	10	6	6	4
	就労継続支援 A 型	1		2	
	就労継続支援 B 型	4	1	8	1
	自立訓練（機能訓練）				
施設利用	自立訓練（生活訓練）			1	
	地域活動支援センター				
	日中一時支援				
	通所施設等	1		1	
	障害児入所施設	3			
そ の 他	そ の 他		1	1	
	合 計	43	29	45	18

資料 15 総合案内パンフレット

**特別な支援が必要な方への
総合案内パンフレット**

うちの子、
・ことが遅れている。・友達とうまく遊べない。
・発達障害かも？
気になることがあれば早めにご相談ください。

発達や学習に関して

ことが遅い コミュニケーションが取りづらい 集団行動ができない
こだわりが強い 聴力が心配 重篤なアレルギー疾患がある
障害かどうか心配

乳 幼 児 期 — 各区保健福祉センター健康課③
年長・小中学校 — 養護教育センター①（相談全般について）
教育委員会教育支援課②（就学手続について）
教育委員会保健体育課③（健康面や食物アレルギーのこ）
各特別支援学校
0～18歳未満 — 児童相談所⑧
療育センター療育相談所⑥（診断に関すること）
発達障害全般について 発達障害者支援センター⑦

就学・進路について

特別支援学校はどこにあるの？特別支援学級・特別支援学校ってどんなところ？

乳 幼 児 期 — 幼保支援課④（幼稚園のこと）
幼保運営課⑤（保育所、認定こども園のこと）
就 学 前 — 療育センター療育相談所⑥
就学前（年長） — 養護教育センター①
教育委員会教育支援課②
各特別支援学校
小中学校 — 養護教育センター①
教育委員会教育支援課②
各特別支援学校

就労について

就労について相談したい

- 発達障害者支援センター⑦（就労準備、就労後の定着など総合的な支援）
- 千葉障害者職業センター⑬（職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援）
- 各区保健福祉センター高齢障害支援課⑫（就労移行支援事業所等の利用）
- 千葉障害者就業支援キャリアセンター⑭（就労準備訓練、ジョブコーチ支援）

療育先を探したい

児童発達支援や放課後等デイサービスを利用したい
・各区保健福祉センター高齢障害支援課⑫

福祉について

障害のある子どもを預けるときの届出はどこにするの？

- 各区保健福祉センターこども家庭課⑩（保育所（園）、認定こども園、子どもルームのこと）
- 児童相談所⑧（18歳未満の児童の入所施設について）

非行について

子供の養育 学校生活 性格・習慣 家族関係 家出や夜遊びなどで困っている

0～18歳未満 — 児童相談所⑧
各区保健福祉センター家庭児童相談室⑪
20歳未満 — 青少年サポートセンター⑬

不登校・ひきこもりについて

学校にいけない 外に出られずひきこもっている
小・中・高等学校 — 教育センター⑨
ひきこもり地域支援センター⑪

家庭支援について

子どものこと、家庭のことについて相談したい

- 児童相談所⑧
- 各区保健福祉センター家庭児童相談室⑪

連絡先一覧は次のページからです。

資料 16 幼保版 個別の教育支援計画

具体的な支援	医療機関	年月日	支援内容
	相談・療育機関		
年度末のこころの姿と願い	年度		
	年度		
	年度		
新しいステージでのより良い連携のために伝えたいこと			
本人			
保護者			
保護者			

【個人情報取り扱いについて】

- 関係者以外が閲覧できないようファイル管理を厳正に行う。
- 本計画を策定した機関が、別の機関に本計画を提示する場合は、事前に必ず保護者の了解を得る。
- 3 2において本計画の提示を受けた機関は、その情報を提示目的以外に使用してはならない。

※ 本計画の内容に同意し、転用・転売や就学先等に情報共有することを承諾します。

年度	年度	年度
保護者署名		年度

個別の教育支援計画（3、4、5歳児用）						
年 月 日		決定 教育・保育施設名		連絡先		
		年度：3歳児	年度：4歳児	年度：5歳児		
施設長名：		施設長名：		施設長名：		
担当者名：		担当者名：		担当者名：		
保護者氏名	性別 男 女	生年月日		子どもの姿		
		入園時期				
保護者氏名	住所	連絡先				
本児が困っていること		興味・関心のあること		身体状況		手帳・検査
3歳児						
4歳児						
5歳児						
今後（就学まで）の希望						
本人						
保護者						
具体的な目標		必要と思われる内容				
具体的な支援	教育・保育施設	年度				
		年度				
		年度				
	保護者	年度				
		年度				
		年度				

【関係資料】

具体的な支援に関する特記事項	
年月日	内容

特別支援連携会議設置要綱

(設置)

第 1 条 千葉市教育委員会は、千葉市における特別な支援を要する子どもに関わる関係機関等のネットワーク構築等に向けた定期的な協議の場として千葉市特別支援連携会議（以下「連携会議」と言う）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 連携会議では、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 教育段階を中心とした各ライフステージにおける相談支援体制の構築に關すること
- (2) 各関係機関と幼保から小学校、小学校から中学校、中学校から高等学校、また就労での連携における課題への対応、改善に關すること
- (3) 困難事例への対応の在り方に関する協議、調整に關すること
- (4) その他特別支援の連携推進に關し必要な事項

(組織)

第 3 条 連携会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

- (1) 会長には学校教育部長があたる。
- (2) 会長は会務を総理し、連携会議を代表する。
- (3) 会長は、必要に応じ、所掌事項に關して関係者を招集し、報告並びに意見聴取を行わせることができる。

(秘密の保持)

第 4 条 連携会議の関係者は、連携会議及びその活動を通じて知り得た秘密について、他に漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

(事務局)

第 5 条 連携会議の事務局は、養護教育センター及び教育支援課、保健体育課に置く。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

平成 28 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

平成 29 年 4 月 1 日に一部改正し施行する。

【関係資料】

(別表)	
福祉関係	保健福祉局健康部 健康支援課 高齢障害部 障害者自立支援課 障害福祉サービス課
幼保関係	こども未来局こども未来部 こども企画課 健全育成課 こども家庭支援課 幼保支援課（幼稚園） 幼保運営課（保育所）
教育関係	教育委員会 教育総務部 教育職員課 学校教育部 学事課 教育指導課 教育支援課 保健体育課 教育センター 養護教育センター 市内近隣特別支援学校
その他	千葉県療育センター療育相談所 千葉県大宮学園 千葉県発達障害者支援センター 千葉県児童相談所
今後の参加依頼予定	警察関係、青少年サポートセンター 医療関係 ハローワーク、障害者就労・支援センター

資料 18 教育委員会における特別支援関係の会議 平成 29 年 4 月 1 日現在

①市内近隣特別支援学校との教育相談連携会議（年 2 回）	
内容	情報交換を通して地域の障害のある児童生徒の支援に関する連携を図る。
構成	千葉盲、千葉聾、県千葉、桜が丘、袖ヶ浦、仁戸名、四街道、千葉大附属、市立養護、第二養護、市立高等特別支援、県教育庁教育振興部教育支援課、教育支援課、教育センター、養護教育センター

②養護教育センター、療育センター、大宮学園との連携会議（年 2 回）	
内容	就学に向けて、情報の共有をし、円滑な就学相談を図る。
構成	療育センター、大宮学園、養護教育センター

【関係資料】

③幼保支援課、幼保運営課、教育・保育施設との連絡会（年２回）	
内容	教育、保育施設から円滑な就学に向けて情報を共有する。
構成	幼保支援課、幼保運営課、養護教育センター、幼稚園協会、民間保育園協議会

④教育センター教育相談班との連携会議（年１回）	
内容	両センターの事業内容を確認し、相互に連携できる環境の整備。ケースについての情報交換及び共有化をする。
構成	教育センター教育相談班、養護教育センター

⑤就労支援連携会議（年２回）	
内容	養護学校高等部、高等特別支援学校との情報交換、進路指導、就労につながるような支援の在り方を検討する。
構成	養護学校高等部、高等特別支援学校、障害者自立支援課、教育支援課、養護教育センター

⑥放課後等デイサービスとの連絡会（年１回）	
内容	教育委員会と放課後等デイサービスとの共通理解を図る。
構成	障害福祉サービス課、養護教育センター、関係事業所等

⑦千葉県視覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(eye あいネット)（年３回）	
内容	視覚障害教育に関する情報交換を行い、千葉県の視覚障害教育の推進充実を図る。
構成	県教育庁教育事務所、関係市町教育委員会、関係特別支援学校コーディネーター、関係小中学校、関係医療機関

⑧千葉県聴覚障害教育ネットワーク推進連絡協議会(うさぎネット)（年３回）	
内容	聴覚障害教育に関する情報交換を行い、千葉県の視覚障害教育の推進充実を図る。
構成	県教育庁教育事務所、関係市町教育委員会、関係特別支援学校コーディネーター、関係小中学校、関係医療機関

⑨千葉県特例子会社連絡会（年２回）	
内容	障害者雇用に関わる研修、情報交換等
構成	県教育庁特別支援教育課、千葉労働局、千葉障害者職業センター、県障害福祉事業課、自立支援課、教育支援課、養護教育センター、県特別支援学校校長会、特例子会社

【関係資料】

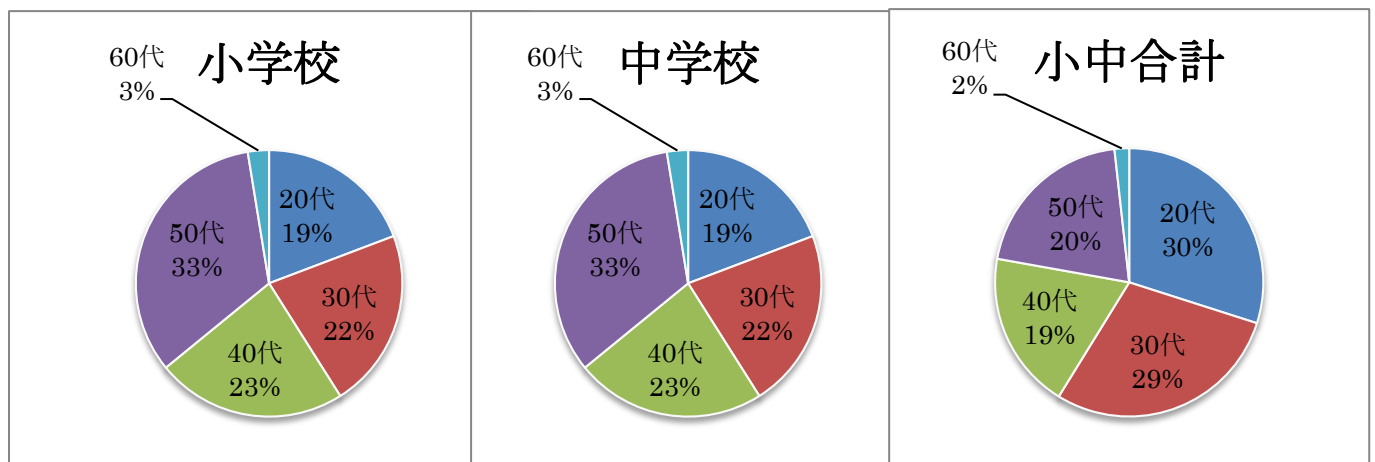
⑩ 千葉県特別支援学校就労支援コーディネーター連絡協議会（年４回）	
内容	特別支援学校及び関係機関との情報共有を図り、特別支援学校における全県的な就労支援ネットワークの構築を目指す。
構成	特別支援学校就労支援コーディネーター 千葉地区：県千葉、千葉豊、桜が丘、仁戸名、袖ヶ浦、四街道、市立養護、市立高等特支、千葉大附属

⑪ 千葉県特別支援学校進路指導主事連絡協議会（年２回）	
内容	千葉県特別支援学校就労支援コーディネーター連絡協議会のうち２回
構成	特別支援学校進路指導主事 千葉地区：県千葉、千葉豊、桜が丘、仁戸名、袖ヶ浦、四街道、市立養護、市立高等特支、千葉大附属

⑫ 千葉県特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会（年 回）	
内容	コーディネーターの専門性の向上、今後の役割の充実を目指し、関係職員との情報交換をする。
構成	県特別支援学校、養護教育センター、中核地域生活支援センター、千葉市・船橋市・柏市地域生活支援センター

資料 19 特別支援学級等担当者の年齢構成

平成 29 年 5 月 1 日現在



どのように進めれば よいでしょう

合理的配慮の提供には、本人・保護者との共通理解（合意形成）が大切です。...

下記は一例です。個々の実態に応じて進めます。...

実態把握・配慮の申し出

本人・保護者と、必要な配慮・支援について相談をします。

例：一斉の指示が聞かれない。各教科の課題が提出できずに困っています。...

↓

合意形成

本人・保護者・学校等で、必要な配慮や可能な支援を話し合い決定します。...

↓

【個別的教育支援計画】策定・個別の指導計画作成

決定した目標や配慮・支援等を個別的教育支援計画に明記します。...

↓

合理的配慮に基づく配慮・支援

実際の学校生活の中で、決定した配慮・支援を行います。

例：各教科で出た課題を一覧表にして子どもに渡します。...

↓

評価・調整

必要に応じて、提供した配慮・支援の変更や調整を行います。



学校において

合理的配慮

をすることが必要になります。

学校における合理的配慮とは

障害のある子どもの学校生活を充実させるために、その子どもに合った必要な配慮や支援を、過度な負担がない範囲で、学校が行うことです。...

*【個別的教育支援計画とは】障害のある子どもと関係機関が連携して支援するための計画です。...

お問い合わせは 千葉市養護教育センター ☎ 277-0101

〒261-0003 千葉市美浜区高浜3-2-3 (<http://www.cabinet-cbc.ed.jp/youse/index.html>)

合理的配慮って 例えどんなこと？

教室の中の合理的配慮



ことばだけの理解が難しい子どもに、絵や写真カード、ICT機器を活用する。



聞こえにくさがある子どもに、英語のヒアリングで音のボリュームを調整



人前での発表が苦手な子どもに、レポートなどの代替措置をする。



見えにくさがある子どもに、席を配慮して黒板が見えやすいようにす

これらのように、合理的配慮は新しいものを〇（ゼロ）から始めるのではなく、今まで私たちが実施してきた配慮や支援も含まれるのです。...

*具体的な事例等は、インクルーシブ教育システム構築支援データベース（インクルD8）国立特別支援教育総合研究所HP参照。

インクルーシブ教育システム構築 とは？

障害者等が積極的に社会参加・貢献できる社会を作るため、国連で「障害者の権利に関する条約」が作られました。その実現に向け、文部科学省では、障害のある者となし者が共に学ぶ仕組み「インクルーシブ教育システム構築」を推進しています。そのために、合理的配慮の提供などの特別支援教育の充実が求められています。...

学校における合理的配慮のポイント は？

- 障害のある子どもが十分に教育を受けられるため、可能な限り提供します。...
- 過度の負担（金銭的、人的、物的等）を課さないものです。...
- 必要とされている配慮は何か、何を優先して提供するかは個々によって違うので、共通理解【合意形成】を図る必要があります。...
- 個別的教育支援計画へ明記すること（表面参照）が重要です。...
- 障害のある子への支援は、国及び地方公共団体が環境面の整備「基礎的環境整備」を行います。これは「合理的配慮」の基礎となるもので、8項目からなっています。...

合理的配慮と障害者差別解消法との 関連 は？

この法律は、障害を理由とする差別をなくすことで、障害のある人もない人も互いを尊重し、安心して暮らせる社会の実現を目的としています。（正式には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」と言います）そのために、合理的配慮を行うことが求められます。...

どんなことが 差別になるの？

例えば、...

- 聴覚障害のある子どもに、全く配慮せずに声だけで話し続けること。
- 発達障害により人前での発表が困難な子どもに、何の手立てもせず発表を強いること。
- 肢体不自由のある子どもに、体育の授業で走る距離の配慮や扱いやすい運動器具の工夫等をしないこと など。

- 64 -

【関係資料】

資料 21 就学説明会ポスター

平成30年度 特別な支援が必要な子どもの就学説明会

平成31年4月就学予定者対象（年長児）

日常生活や学習活動等の場面で特別な支援や配慮が必要な子どもたちがいます。子どもたち一人一人の持っている力を十分に伸ばすための就学について、お住まいの区ごとに就学説明会を行います。

【対象】 発達の遅れやことばの遅れ、友だちとの関係が上手く築けないなど、就学にあたって心配なお子さんや以下の診断があるおさんが対象です。

【発達障害（LD・ADHD・自閉症スペクトラム）・知的障害・聴覚障害・視覚障害・肢体不自由・病虚弱・言語障害（構音障害・吃音）】

※市内の幼稚園、保育所（園）、保健福祉センター、療育センター、大宮学園、発達障害者支援センター、教育センター、児童相談所、教育委員会（各）




相談してみよう

地 区	日 時	場 所	
花見川区	5月14日（月） 10:00～12:00	干葉市教育会館 駐車場あり	＊後日、個別相談（5月～9月）を実施いたします。その時は、お子様と一緒にお願いします。左記の日程については保護者のみとさせていただきます。
美浜区	(9:30～受付開始)		
稲毛区	5月15日（火） 10:00～12:00	＊お住まいの区の説明会日時に参加できない場合は、他の区にご参加してください。	
中央区	(9:30～受付開始)		
若葉区	5月16日（水） 10:00～12:00		詳しいお問い合わせは 養護教育センター 〒261-0003 美浜区高浜3丁目2番3号 相談専用電話（277）1199 月～金 9:00～17:00
緑区	(9:30～受付開始)		

特別な支援が必要な子どもの就学相談の流れ（平成31年度新1年）



資料 22 養護教育センター研究刊行物

教育 研究 事業・教育 情報 事業

学習障害児等のための学習サポートプログラム

- 『国語編』（H13年度）
- 同 『算数編』（H14年度）
- 同 『ソーシャルスキル編』（H15年度）
- 同 『ソーシャルスキル編Ⅱ 学校行事・特別活動編』（H17年度）

一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援をしていくために教員・学校向けのガイドブックの発行をしています。資料は、養セホームページにデータ掲載中です。

『はじめよう特別支援教育 : 2007年版』
 『すめよう特別支援教育 : 2008年版』
 『つなげよう特別支援教育 : 2009年版』

『「校内支援体制」はこうつこう—LD、ADHD、高機能自閉症等の子どものために—』（H17年度）

特別支援学級のためのハンドブック（H21年度）
 特別支援学級のためのハンドブック授業実践編（H22年）
 特別支援学級のためのハンドブック自立活動・交流及び共同学習・進路学習篇（H23・24年度）
 特別支援学級担任のためのハンドブック 学習指導案編（H25・26年度）

養護教育センター4F
 特別支援教育関係図書
 4751冊

交流及び共同学習の実践「合理的配慮に基づく『個別の支援計画作成』（H27年度）
 合理的配慮を効果的に進める『個別的教育支援計画』（H27年度）
 合理的配慮を効果的に進める『個別的教育支援計画Ⅱ』～事例・Q&A～（H28年度）
 LD等通級指導教室へのタブレットPC導入に係る活用の在り方と効果測定の研究（H29年度）

【関係資料】

Ⅱ 用語解説

【あ行】

○異校種

学校教育法第1条に示された幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校のそれぞれの違いをさす言葉として使われる。例えば「異校種間連携」という言葉で、小学校と中学校間の連携に用いられる。

○医療的ケア

介護福祉士法と「特別支援学校における医療的ケアの今後の対応について（通知）」に基づき特別支援学校、幼小中高等学校等で行われるたんの吸引等の特定行為及び特定行為以外の医行為を指す。

○インクルーシブ教育システム

平成26年1月に批准した「障害者の権利に関する条約」の第24条によると、「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害のある者が、その能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであるとしている。そのため、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において、無償の初等教育が受けられること、中等教育の機会が与えられること、個人に必要とされる合理的配慮が提供されること等を求めている。

【か行】

○学習指導要領

学校教育法施行規則に基づき、教育課程の基準として、文部科学大臣が告示するもの。

○学習障害

学習障害（LD）とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの障害や、環境的な要因が直接の原因となるものではない。

○学校間交流

障害のある幼児児童生徒が地域社会の中で積極的に活動し、その一員として豊かに生きる上で、障害のない幼児児童生徒との交流及び共同学習を通して相互理解を図ることが極めて重要である。交流及び共同学習は、障害のある幼児児童生徒にとって有意義であるばかりではなく、小・中学校等の幼児児童生徒たちや地域の人たちが、障害のある幼児児童生徒とその教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会となっている。

○基礎的環境整備

障害のある幼児児童生徒に対する支援については、法令に基づき又は財政措置により、国は全国規模、都道府県は各都道府県内で、市町村は各市町村内で、教育環境の整備をそれぞれ行う。これは「合理的配慮」の基礎となる環境整備であり、これを「基礎的環境整備」と呼ぶ。

【関係資料】

【基礎的環境整備の 8 点】

- ① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ② 専門性のある指導体制の確保
- ③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④ 教材の確保
- ⑤ 施設・設備の整備
- ⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧ 交流及び共同学習の推進

○キャリア教育

文部科学省の「小学校・中学校・高等学校キャリア教育推進の手引き」（平成 18 年）の中で、キャリア教育の意義について、『生きる力』を育成するという基本的な考えに立ちつつ、学校教育に求められているのは、『学ぶこと』と『働くこと』を関係付けながら、子どもたちに『生きること』の尊さを実感させる教育であり、社会的自立・職業的自立に向けた教育である（以下省略）。と説明されている。

○教育支援委員会

平成 25 年 9 月 1 日の学校教育法施行令の一部改正について（通知）により、これまで市町村教育委員会に設置されていた「就学指導委員会」について、早期からの教育相談・支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、「教育支援委員会」（仮称）といった名称とすることが適当であるとされた。「教育支援委員会」については、機能を拡充し、一貫した支援を目指す上で重要な役割を果たすことが期待されている。

○共生社会

「共生社会」とは、これまで必ずしも十分に社会参加できるような環境になかった障害者等が、積極的に参加・貢献していくことができる社会であり、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員参加型の社会であるとされている。

○居住地校交流

特別支援学校に籍を置く幼児児童生徒等が、居住地のある小・中学校等において行う交流及び共同学習を「居住地校交流」と呼び表している。

○言語聴覚士（S T）

言語聴覚士法に基づく医学的リハビリテーション技術者の国家資格。音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行う専門医療従事者。

○高等学校における「通級による指導」

平成 28 年 12 月 9 日の「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について」（通知）により、「高等学校における通級による指導」が制度化された。これにより、高等学校又は中等教育学校後期課程に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要があるものを教育する場合には、特別の教育によることができることとするともに、その場合には、障害に応じた特別の指導を高等学校又は中等教育学校の後期課程

【関係資料】

の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができることとし、また、障害に応じた特別な指導に係る単位数を、年間 7 単位を超えない範囲で全課程の修了を認めるに必要な単位数に加えることができることとする、とされた。

○校内支援体制

各学校が特別支援教育を推進するために、学校内に整備する組織体制やその取組を指す。具体的には、①特別支援教育コーディネーターの指名、②特別支援教育に関する校内関係者による校内委員会の設置、③個別の指導計画を作成したり、保護者や関係機関との連携を図ったり、研修体制を整えたりすること等の取組が円滑に進められるような組織体制を構築することが必要。

○交流及び共同学習

小・中学校等と特別支援学校、小・中学校の通常の学級と特別支援学級、学校と地域の人たちの間で行うなど障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒と、あるいは地域の人々が活動を共にすることを指す。相互のふれあいを通じて人間性を育む「交流の側面」と、教科等のねらいの達成を意図した「共同学習の側面」があるが、一体的に捉えることが重要である。交流及び共同学習は、平成 16 年に障害者基本法の中で推進が規定されるとともに、現学習指導要領においても明確に位置づけられている。

○合理的配慮

障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。

学校における合理的配慮については、3 観点 1 1 項目として示されている。

①教育内容・方法

①－1 教育内容

①－1－1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①－1－2 学習内容の変更・調整

①－2 教育方法

①－2－1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①－2－2 学習機会や体験の確保

①－2－3 心理面・健康面の配慮

②支援体制

②－1 専門性のある指導体制の整備

②－2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②－3 災害時等の支援体制の整備

③施設・設備

③－1 校内環境のバリアフリー化

③－2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③－3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

○個別の教育支援計画

他機関との連携を図るための長期的な視点に立った教育計画。関係機関と連携しつつ、一人一人の障害のある幼児児童生徒について、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した

【関係資料】

長期的な計画を、学校が中心となって作成する必要がある。また、保護者の参画や意見等を聞くことも大切とされている。将来の社会自立を見据えた立場から教育目標等を設定するとともに、障害者本人を支援する地域社会のネットワーク等も記載し、的確な教育支援を行うために活用される。なお、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進についての報告（平成 24 年）では、本人・保護者との合意形成を図った上で決定した合理的配慮については個別の教育支援計画に明記するとともに、実施した結果を評価して定期的に見直すことが重要であるとしている。

○個別の指導計画

指導を行うための細かな計画をいう。幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画。例えば、単元や学期、学年等ごとに作成され、それに基づいた指導が行われる。

【さ行】

○悉皆研修

原則として受講を必須としている研修のこと。

○就学前

義務教育に就学する前の段階。

○巡回による指導

通級による指導の一形態。通級指導担当者が兼務発令などを受けることで、本務となる学校以外の学校を巡回し、そこで通級による指導を行うこと。

○障害者基本法

障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関して、基本的理念や国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定め、障害者の自立と福祉の増進を目的として制定された法律。平成 16 年 6 月、平成 23 年 8 月に一部改正されている。

○障害者の権利に関する条約（通称「障害者権利条約」）

平成 18 年 12 月に国連総会で採択された、障害者に関する初めての国際条約。この条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利を実現するための措置等について規定している。条約の原則（無差別、平等、社会への包容等）、政治的権利、教育・健康・労働・雇用に関する権利、社会的な保障、文化的な生活・スポーツへの参加、国際協力、締約国による報告等、幅広い内容となっている。日本は、平成 19 年 9 月に署名し、障害者基本法改正、障害者差別解消法成立、学校教育法施行令改正などの国内法の整備を進めた後、平成 26 年 1 月に批准に至った。

○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（通称「障害者差別解消法」）

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指した法律。第 7 条、第 8 条では、行政機関と事業者に対し、「障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない」こと、「障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明

【関係資料】

があった場合に、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮」を提供することについて行政機関においては義務、事業者においては努力義務とされている。平成 25 年 6 月公布され、平成 28 年 4 月に施行された。

○自立活動

特別支援学校の学習指導要領に定められた一領域。個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害に基づく学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために、必要な知識、技能、態度、及び習慣を養い、心身の調和的発達の基盤を培うことを目的としている。

○スクールメディカルサポート事業

千葉市では、小学校の通常の学級や特別支援学級に座席する医療的ケアを必要とする児童に対し、医療的ケアを行うメディカルサポーター（看護師）を派遣している。（平成 29 年度／5 名）

【た行】

○「通級による指導」（通級指導教室）

小・中学校の通常の学級に在籍している軽度の障害のある児童生徒に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いつつ、障害の応じた特別の指導や教科学習の補足的指導を、特別の指導の場で行う教育形態。平成 5 年から実施されている。なお、高等学校では、平成 30 年度から制度化される。

○特別支援学級

学校教育法 81 条の規定により、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことを目的に、小・中学校等に設置される学級。知的障害、肢体不自由、病弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障害等の特別支援学級がある。

○特別支援学校

従来 of 盲学校、聾学校、養護学校で、障害種別を超えて一本化したもの。学校教育法 72 条の規定により、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者、病弱者に対して、小・中学校等に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し、自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的としている。

○特別支援教育

障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う。平成 19 年 4 月から、「特別支援教育」が学校教育法に位置付けられ、全ての学校において、小害のある幼児児童生徒の支援を更に充実していくこととなっている。

○特別支援教育介助員

千葉市では、常時介助が必要な児童が在籍する小学校の通常の学級、及び特別支援学級に対して配置を行っている。（平成 29 年度／5 名）

【関係資料】

○特別支援教育コーディネーター

学校内の教職員全体の特別支援教育に対する理解のもとに、小・中学校又は特別支援学校と関係機関との連携協力体制の整備を図る役割を担う者。具体的な役割として、小・中学校の特別支援教育コーディネーターは、①学校内の関係者や関係機関との連絡調整、②保護者に対する学校の窓口として機能することが期待されている。特別支援学校の特別支援教育コーディネーターには、これら①及び②の機能と併せて、③小・中学校等への支援、④地域内の特別支援教育の核として関係機関との連携をより密接にしていくことなど、地域支援の機能が加わっている。

○特別支援教育指導員

千葉市では、緊急に対応が必要な ADHD 等の児童生徒が在籍する小中学校の通常の学級に配置している。(平成 29 年度／35 名)

【や行】

◇ユニバーサルデザイン

調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。ユニバーサルデザインは、特定の障害者の集団のための補装具が 必要な場合には、これを排除するものではない。

【関係資料】

Ⅲ 検討会議審議経緯

- 1 検討会議における検討課題及び検討の趣旨
- 2 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議設置要項
- 3 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議委員名簿
- 4 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議専門委員名簿
- 5 検討会議審議経過

【関係資料】

1 検討会議における検討課題及び検討の趣旨

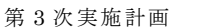
1 趣旨

本市では、平成20年3月に「千葉市における特別支援教育の在り方について」の答申を受けて、特別支援教育の推進に取り組み、平成27年3月に「特別支援教育推進プラン」を策定した。国の情勢の変化を踏まえ、本市における特別支援教育の現状と課題を整理し、今後の更なる特別支援教育の充実に向けて、中・長期的な展望に立ち、特別支援教育の方向性を示す総合的・計画的な基本方針を示すために同プランを改定し「千葉市特別支援教育推進基本計画」（平成30年度から平成34年度）を策定する。

2 位置付け

本基本計画は、第2次千葉市学校教育推進計画の下位計画として位置づけ、平成30年度から34年度までの5年間を対象期間として策定する。中間年である平成32年度には具体的な取組について特別支援教育推進会議が評価を行う。また、平成34年度には第2次基本計画の検討委員会を組織し、本計画を引き継ぐ予定である。

《千葉市特別支援教育推進基本計画及び関連する施策に係る計画》

	教育・福祉に関わる推進計画	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35
教 育 委 員 会	千葉市の教育に関する大綱								
	第2次千葉市学校教育推進計画								
	特別支援教育推進プラン								
	千葉市特別支援教育推進基本計画								
障害者自 立支援課	第4次～6次障害者計画等の策定(3年単位)		第4次 		第5次 				
	千葉市における障害福祉施策に係る中長期指針		第6次 H36～38 10年間(平成29～38年度)						
千 葉 市	千葉市新基本計画								
	実施計画	第2次実施 計画(H27 ～)		第3次実施計画 					
									

3 検討課題

- I 就学相談・教育相談の充実
- II 多様な学びの場の充実
- III 一貫した支援とネットワークづくり
- IV 教職員の専門性と指導力
- V 特別支援教育の周知と理解
- VI 養護教育センターの機能

【関係資料】

2 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議設置要綱

千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議設置要綱

（設置）

第1条 本市における特別支援教育の在り方について協議検討するため、千葉市における特別支援教育の在り方に関する検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、次の事務を所掌する。

- （1）本市特別支援教育の在り方に関する協議及び検討に関すること。
- （2）「特別支援教育推進基本計画（仮称）」の策定に関する協議及び検討に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、特別支援教育推進に関し必要な事項

（組織）

第3条 検討会議は、別表に掲げる職にある委員をもって組織する。

- 2 検討会議に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は学校教育部長、副会長は教育支援課長をもってこれを充てる。
- 4 会長は、会務を総理し、検討会議を代表する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときはその職務を代理する。
- 6 会長は、必要に応じ、検討会議に専門部会を設置し、所掌事務に関し調査、報告等を行わせることができる。

（会議）

第4条 検討会議の会議（以下「会議」という。）は、会長がこれを招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要に応じ、所掌事務に関して専門的知識を有する者その他関係者の会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

（事務局）

第5条 検討会議に事務局を置き、千葉市教育委員会学校教育部教育支援課・養護教育センターが所掌する。

（委任）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

【関係資料】

附 則

- 1 この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
- 2 この要綱は、「千葉市特別支援教育推進計画（仮称）」の策定をもって廃止する。
- 3 平成２９年４月１日に一部改正し施行する。

別表

学校教育部長	
学校教育部教育支援課長	
養護教育センター所長	
教育関係者	小学校長会長
	中学校長会長
	千葉市特別支援教育研究協議会長
千葉県特別支援教育研究連盟会長	
障害福祉関係	障害福祉サービス課課長
	障害者自立支援課課長
幼保関係	幼保支援課課長
	幼保運営課課長

【関係資料】

3 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議委員名簿

平成28年度 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議
委員及び関係者名簿

< 委員 11名 >

教育委員会関係	学校教育部長	伊藤 裕志
	指導課長	福本 順
	養護教育センター所長	植草 伸之
学校関係者	小学校長会長	遠藤 悟
	中学校長会長	山下 裕志
	千葉市特別支援教育研究協議会会長	宮澤 仁
	千葉県特別支援教育研究連盟理事長	加瀬 直之
障害福祉関係	障害福祉サービス課長	根岸 淳一
	障害者自立支援課長	柏原 郁夫
幼保関係	幼保支援課担当課長	鈴木 規宏
	幼保運営課担当課長	五藤 里子

< 有識者・関係者 6名 >

学識経験者	千葉大教授	北島 善夫
	元校長	奥村 兼弘
保護者代表	千葉市PTA連絡協議会代表	斉藤 克信
	千葉市手をつなぐ育成会代表	島田 貴美代
	千葉市自閉症協会代表	菊池 裕美
専門部会代表	千葉市立養護学校長	黒川 章子

< 事務局 7名 >

指導課	教育支援担当課長	安部 浩一
	主任指導主事	木村 辰治
	指導主事	小谷 泰也
	指導主事	峰 成治
養護教育センター	副所長	谷 直樹
	主任指導主事	千葉 直敏
	主任指導主事	清水 範子

【関係資料】

平成２９年度 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議
委員及び関係者名簿

< 委員 １１名 >

教育委員会関係	学校教育部長	伊藤 裕志
	教育支援課長	福本 順
	養護教育センター所長	* 吉岡 龍子
学校関係者	小学校長会長	* 小川 達也
	中学校長会長	* 伊藤 剛
	千葉市特別支援教育研究協議会会長	宮澤 仁
	千葉県特別支援教育研究連盟理事長	* 安川 晴信
障害福祉関係	障害福祉サービス課長	* 松田 正巳
	障害者自立支援課長	柏原 郁夫
幼保関係	幼保支援課担当課長	鈴木 規宏
	幼保運営課担当課長	五藤 里子

< 有識者・関係者 ６名 >

学識経験者	千葉大学教授	北島 善夫
	元小学校校長	奥村 兼弘
保護者代表	千葉市ＰＴＡ連絡協議会代表	* 大塚 義生
	千葉市手をつなぐ育成会代表	島田 貴美代
	千葉市自閉症協会代表	菊池 裕美
専門部会代表	千葉市立大森小学校長	黒川 章子

< 事務局 ８名 >

教育支援課	主任指導主事	千葉 直敏
	指導主事	小谷 泰也
	指導主事	峰 成治
養護教育センター	副所長	谷 直樹
	主任指導主事	* 久保木 修
	主任指導主事	清水 範子
	指導主事	* 渡邊 幸也
	指導主事	* 山路 里美

* 新任

【関係資料】

4 千葉市における特別支援教育の在り方等に関する検討会議専門部委員名簿

平成 28 年度 「在り方等に関する検討会議」 専門部部会 委員

検討課題	班		氏名	役職等	所属
Ⅰ 多様な学びの場の一層の充実（小学校通常学級・通級指導）	A	1	○加瀬 直之	校長	検見川小学校
		2	井上 由香	養護教諭	坂月小学校
		3	御園生 かおる	コーディネーター	白井小学校
		4	今関 裕恵	LD 等通級	小倉小学校
		5	渡邊 美穂	ことばの教室	院内小学校
		6	小谷 泰也	指導主事	事務局 指導課
Ⅰ 多様な学びの場の一層の充実（中学校通常学級・通級指導）	B	1	○安齋 洋一	校長	真砂中学校
		2	石井 一葉	養護教諭	真砂中学校
		3	安塚 郁子	コーディネーター	新宿中学校
		4	渡邊 幸也	LD 等通級	末広中学校
		5	佐藤 啓之	指導主事	企画課
		6	谷 直樹	副所長	事務局 養セ
Ⅰ 多様な学びの場の一層の充実（特別支援学級・特別支援学校）	C	1	◎黒川 章子	校長	養護学校
		2	田中 成和	コーディネーター	高等特別支援学校
		3	水出 友子	特学 担任	新宿小学校
		4	尾崎 佳代	特学 担任	花園中学校
		5	木村 辰治	主任指導主事	事務局 指導課
Ⅲ 教職員の資質向上・確保	D	1	○安川 晴信	校長	高等特別支援学校
		2	山下 幸子	市教研関係	誉田小学校
		3	花房 正人	市教研関係	蘇我中学校
		4	山下 拓	教務主任	花見川第三小学校
		5	上野 泰明	教務主任	加曽利中学校
		6	佐久間 泰	主任管理主事	教職員課
		7	千葉 直敏	主任指導主事	事務局 養セ
Ⅱ 就学指導・相談の在り方	E	1	○浅野 一久	校長	第二養護学校
		2	花澤 修志	教頭	草野小学校
		3	小林 法子	コーディネーター	第二養護学校
		4	清水 範子	主任指導主事	事務局 養セ
Ⅳ 特別支援教育の理解推進	F	1	○宮澤 仁	校長	あやめ台小学校
		2	伊藤 直樹	教頭	有吉中学校
		3	小林 英清	コーディネーター	養護学校
		4	峰 成治	指導主事	事務局 指導課
Ⅴ 特別支援教育のネットワーク作り その他	G		◎黒川 章子	校長	養護学校
			安部 浩一	担当課長	事務局 指導課
			谷 直樹	副所長	事務局 養セ
			千葉 直敏	主任指導主事	事務局 養セ
			清水 範子	主任指導主事	事務局 養セ
			木村 辰治	主任指導主事	事務局 指導課
			小谷 泰也	指導主事	事務局 指導課
			峰 成治	指導主事	事務局 指導課

【関係資料】

平成 29 年度 「在り方等に関する検討会議」 専門部会委員名簿（班別）

検討課題	班		氏名	役職等	所属
Ⅰ 多様な学びの場の一層の充実（小学校通常学級・通級指導）	A	1	○安川 晴信	校長	都賀小学校
		2	榊原真由美	養護教諭	院内小学校
		3	御園生かおる	コーディネーター（小）	白井小学校
		4	今関 裕恵	LD 等通級	小倉小学校
		5	渡邊 美穂	ことばの教室	院内小学校
		6	小谷 泰也	指導主事	事務局 教育支援課
Ⅰ 多様な学びの場の一層の充実（中学校通常学級・通級指導）	B	1	○安齋 洋一	校長	轟町中学校
		2	矢板 正子	養護教諭	稲毛附属中
		3	安塚 郁子	コーディネーター（中）	新宿中学校
		4	木村恵まり	LD 等通級	末広中学校
		5	久我 高行	指導主事	教育指導課
		6	渡邊 幸也	指導主事	事務局 養セ
Ⅰ 多様な学びの場の一層の充実（特別支援学級・特別支援学校）	C	1	○黒川 章子	校長	大森小学校
		2	齋藤 容一	コーディネーター（特）	高等特別支援学校
		3	水出 友子	特学担任（小）	新宿小学校
		4	尾崎 佳代	特学担任（中）	小中台中学校
		5	山路 里美	指導主事	事務局 養セ
Ⅲ 教職員の資質向上・確保	D	1	○浅井 好	校長	高等特別支援学校
		2	山下 幸子	市教研関係	誉田小学校
		3	花房 正人	市教研関係	加曽利中学校
		4	菊地知華子	教務主任	都賀の台小学校
		5	阿部 良一	教務主任	稲毛中学校
		6	吉田 悦子	主任管理主事	教育職員課
		7	久保木 修	主任指導主事	事務局 養セ
Ⅱ 就学指導・相談の在り方	E	1	○浅野 一久	校長	第二養護学校
		2	今 大海	教頭	千城台旭小学校
		3	小林 法子	コーディネーター（特）	第二養護学校
		4	清水 範子	主任指導主事	事務局 養セ
Ⅳ 特別支援教育の理解推進	F	1	○宮澤 仁	校長	あやめ台小学校
		2	石川 英明	教頭	幕張中学校
		3	小林 英清	コーディネーター（特）	養護学校
		4	峰 成治	指導主事	事務局 教育支援課
Ⅴ 特別支援教育のネットワーク作り その他	G	1	○久保木 修	主任指導主事	事務局 養セ
		2	山路 里美	指導主事	事務局 養セ
		3	千葉 直敏	主任指導主事	事務局 教育支援課

【関係資料】

5 検討会議審議経過

年 月 日	会 議 等	備 考
H28.6.29	平成28年度 第1回千葉市における在り方等の検討会議	
H28.9	各専門部会①	
H28.11.9	平成28年度 第2回千葉市における在り方等の検討会議	特別支援教育 推進会議報告
H28.12	各専門部会② ※各部会で3回又は4回実施	
H29.2.17	平成28年度 第3回千葉市における在り方等の検討会議	特別支援教育 推進会議報告
H29.5.9	各専門部会①	
H29.6.23	平成29年度 第1回千葉市における在り方等の検討会議	特別支援教育 推進会議報告
H29.7.4	各専門部会②	
H29.9.4	各専門部会③	
H29.9.7	平成29年度 第2回千葉市における在り方等の検討会議	特別支援教育 推進会議報告
H29.12.13	平成29年度 第3回千葉市における在り方等の検討会議	
H30.1	千葉市特別支援教育推進基本計画報告書作成	
H30.2		特別支援教育 推進会議報告
H30.3	教育次長、教育長 報告	
H30.4	平成30年度	臨時推進会議
H30.5	学校教育審議会 (政策会議)	
H30.6	パブリックコメント募集	特別支援教育 推進会議報告
H30.7	修正	
H30.8	教育委員会会議 「千葉市特別支援教育推進基本計画」発行 Cabinet と教育委員会HPにアップ	